

令和6年度組合運営実務講習会 組合制度試験対策

令和6年10月16日（水）14：00～17：00

◆自己紹介

◆組合士試験全体の試験概要

- ・試験科目 組合会計、組合制度、組合運営の3科目
 - (組合会計) 10：00～12：00 (2時間)
 - (組合制度) 13：00～14：20 (1時間20分)
 - (組合運営) 14：40～16：00 (1時間20分)
- ・試験日 令和6年12月1日（日）
- ・場所 ホテル札幌ガーデンパレス
- ・願書受付期間 令和6年9月2日（月）～10月21日（月）
- ・合格発表 令和7年3月3日（月） ※認定には組合等で3年以上の実務経験が必要
- ・合格点 100点満点中60点 ※配点は非公表

<合格率>

(%)

	組合制度	組合運営	組合会計	全体
H25～R05の平均	67.0	67.4	53.2	42.8

(%)

	組合制度	組合運営	組合会計	全体
R05年度	90.7	89.2	63.2	59.4

◆試験対策

<試験内容>

第1問 400字の小論文

第2問 語群選択問題

第3問 4者択一問題（※）問題形式が変わっている

第4問 正誤問題

（※）～平成30年度は4行記述問題、令和元年度以降は3者択一、4者択一

<過去の出題内容>

第1問 小論文（2問から1問選ぶ）

平成28年度 ①中小企業組合の組合員の権利義務について

②中小企業組合の**政治的中立の原則**について

平成29年度 ①中小企業の「**基準及び原則**」について

②中小企業の組織化の意義について

平成30年度 ①協同組合と株式会社の相違について

②中小企業組合の監事に期待される役割について

令和元年度 ①組合法における組織化の精神と、それに基づく組合の備えるべき

4つの基準について

②組合運営が適正になされているためのガバナンス（統治）制度について

令和2年度 ①中小企業組合における**加入・脱退の自由の原則**について

②今日の社会・経済情勢の下での中小企業組織化の意義について

令和3年度 ①中小企業等協同組合法に定められている**相互扶助の精神**について

②中小企業組合の組合員の権利義務について

令和4年度 ①中小企業の協同組合と株式会社の相違について

②中小企業組合の**政治的中立の原則**について

令和5年度 ①組合の「基準及び原則」について

②中小企業等協同組合法の相互扶助の精神について

第2問 語群選択

中小企業基本法に関する出題が中心

第3問 4行記述問題

組合についての基礎知識に関する出題が中心

第4問 正誤問題

法律規定に関する出題が中心

<試験のポイント>

問題を解く順番

出題の中心となるのは事業協同組合

<テキストのポイント>

●第3問（4行記述？3者択一？4者択一？穴埋め？）

- ・ <試験内容>の記載のとおり、問題形式が変わっている
- ・ 穴埋めの単語だけ覚えるのではなく、どんな出題形式でも対応できるように

●第4問（正誤問題）

- ・ 「中小企業等協同組合法」「中小企業団体の組織に関する法律」「商店街振興組合法」が出題の傾向
- ・ 法律を覚えるのは難しい → テキストや過去問を解いて理解していく

●第1問（小論文）

- ・2つのテーマから選択できる
- ・文章を完成させるのにかかる時間を練習し、感覚をつかんでおく

●第2問（語群選択）

- ・「中小企業基本法」からの出題（テキスト第1～3条は基本なので覚える）
- ・必ず全て埋める

<勉強方法>

- ・テキストと過去問で基礎固めをする
- ・解答で理解できない部分を他の資料で補う

中小企業基本法（第2問）

中小企業等協同組合法（第4問）

- ・自分の組合に置き換えて考えてみる

● 中小企業組合検定試験問題 ●

組合制度

出題の傾向と解説



全国中小企業団体中央会

はじめに

中小企業は景気減速に加え、個人消費の低迷、原油価格の高騰、品質表示、賞味期限等の改ざんや相次ぐ不祥事の発覚など、景気回復が実感されないまま、コンプライアンスの充実、地球環境問題への対応等、取り組まなければならない新たな問題も発生し、今までにも増して厳しい状況に置かれています。

このような状況の下で中小企業が諸課題に対応し持続的発展を図っていくには、これまで以上に中小企業組合等の連携組織を活用して新たな活路を見出していくことが重要です。また、平成19年4月の改正中小企業等協同組合法等の施行は、組合にも一層のガバナンス向上を求めており、これらの諸問題に的確に対応できる優秀な人材の養成は不可欠となっています。

「中小企業組合士」とは、組合等中小企業の連携組織を運営するために必要な基礎的・実務的知識を有することが認められた組合運営のエキスパートで、全国中小企業団体中央会が実施する中小企業組合検定試験に合格し、一定の実務経験を積んだ方に与えられる称号です。

組合の実務を担う職員の方々のスキルアップはもちろん、企業のみならず組合においても社会的責任が求められている昨今、組合を運営する役員の方々にとっても、中小企業組合士の取得は組合及び組合員の発展のために、きわめて有効であるといえます。

本書は、平成15年度から19年度までの5年間に中小企業組合検定試験に出題された問題について、出題の傾向と各問についての解説を取めたものです。受験者はもとより組合役職員の方々の実力の養成の一助となれば幸いです。

最後に、本書の編纂にあたって多大なご協力いただきました、中小企業組合検定試験委員会の委員各位に深く感謝申し上げます。

平成25年12月

全国中小企業団体中央会

目 次

はじめに	1
本書の構成と出題科目	5
I 出題範囲と最近の傾向	
過去問題からみた出題範囲	9
最近の出題傾向	9
II 4行記述問題	
4行記述問題目次	16
4行記述のポイント	18
1. 基準及び原則	18
2. 総会及び役員選出	21
3. 役員	25
4. 理事会	29
5. 組合員	32
6. 加入・脱退	34
7. 出資・持分	38
III 正誤問題	
出題の傾向	45
練習問題	
1. 基準及び原則	46
2. 総会・役員選出	48
3. 理事会・役員	50
4. 加入・脱退、出資・持分	52
5. 定款、規約	54
6. 組合員、登記、届出	56
7. 電磁的方法、その他	58
IV 400字論文	
論文作成のポイント	63
出題の傾向	64
1. 中小企業の連携組織の今日的意義	65
2. 組合制度の2つの流れ	65
3. 協同組合制度と株式会社制度の相違	66
4. 中小企業等協同組合法の「基準及び原則」	66
5. 相互扶助	67
6. 加入・脱退	68

V 語群選択問題	
「中小企業基本法」概説	71
中小企業基本法からの出題	73
法律の読み方	73
練習問題	75
VI 実戦編	
実戦問題	
その1	85
その2	87
その3	89
実戦問題の解答	
その1	91
その2	93
その3	95
平成19年度組合検定試験問題と解答例	97
中小企業組合検定試験の受験にあたって	103
都道府県中小企業団体中央会一覧	
平成19年度組合制度試験問題と解答用紙	

本書の構成と出題科目

本書は、過去の試験問題の出題順で構成せず、合格のための効果的な学習順に構成しました。これまでの試験問題は、次のような内容で出題されています。

第1問 400字の小論文

2テーマの中から1つを選び論述します。

第2問 語群選択問題

中小企業基本法等の法律、中小企業白書、中小企業施策に関する文章の中に空欄が10箇所あり、空欄へ入れる言葉を20程度の語群の中から選択します。

第3問 4行記述問題

1～2行の問いの文章があり、その内容について4行以内で記述します。5～6題出題され、その中から3題を選択して解答します。

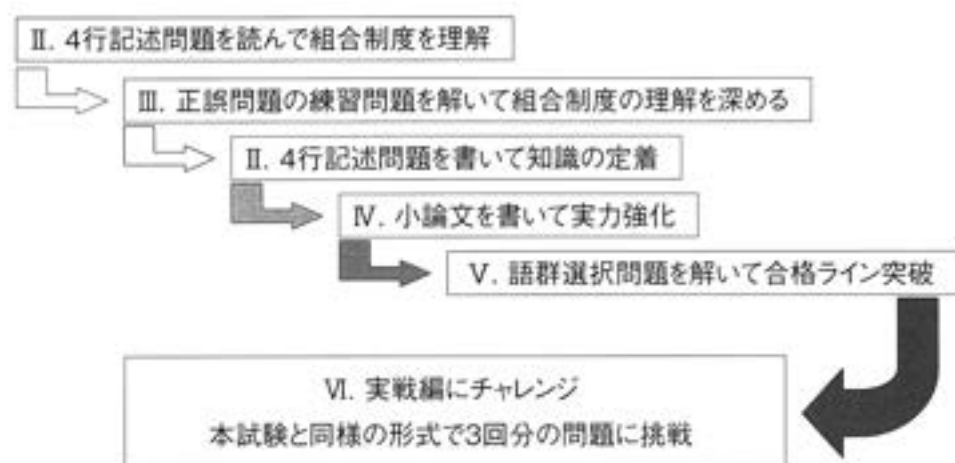
第4問 正誤問題

組合制度に関する文章の内容が正しいか間違っているかを○×で解答する問題です。10題出題されています。

この出題順に従って、初めに小論文の勉強から始めるのは難しいので、4行記述問題から勉強することになります。

4行記述問題を「総会」「役員」「加入・脱退」などの分野別に分けて解説を入れ、その後に練習問題・解答を作成してあります。解説を読み、再び練習問題・解答と読み進んでいくことで自然に組合制度の基本が身につくような構成になっています(P.16、4行記述問題目次参照)。

本書を活用した学習は、下図に示した順番で進めることを想定しています。



過去の試験問題を見ると、第1・3・4問は組合法令・組合制度に関する出題になっていますが、第2問の語群選択問題は、中小企業基本法からの出題が中心になっているのが特徴です。

本書の最後に、検定試験受験に当たっての手引きと平成19年度の試験で実際に使われた「問題と解答用紙」を掲載してあります。実際の問題に目を通して、これから目指すゴールをイメージしてください。

中小企業庁が定める「中小企業組合士制度実施要領」では出題に対する6割以上の正解で合格とすることが定められています。合格ラインを目指してがんばってください。また、各地の中小企業

団体中央会では、受験対策講座を実施しているところもありますので、都道府県中小企業団体中央会までお問い合わせください（巻末の一覧表を参照）。

なお、出題範囲は本書の内容に限定されるものではありません。以下に掲載したのは、実施要領に記載されている出題科目です。基本的にこの範囲から出題されますが、日頃から組合や企業についての基礎的知識を習得するように心がけておけば合格ラインに到達することができます。

【出題科目】

中小企業組合士制度実施要領に定められた「組合制度」の出題科目は下記のとおりです。

項 目	細 目	内 容
中小企業組織論	中小企業論	中小企業の現状・特質・問題点・方向
	中小企業組合論	組織化の意義・目的・種類・機能
	組合制度史	わが国組合制度変遷史
中小企業基本法		中小企業施策の基本的方向
中小企業等協同組合法	事業協同組合	設立、事業、組合員、管理、解散及び清算
	事業協同小組合	〃
	企業組合	〃
	火災共済協同組合	〃
	信用協同組合	〃
	中小企業団体中央会	目的、事業
中小企業団体の組織に関する法律	商工組合	設立要件、事業、組合員、管理、組織変更、解散及び清算
	協業組合	設立、事業、組合員、管理、解散及び清算
商店街振興組合法	商店街振興組合	設立、事業、組合員、管理、解散及び清算

参考図書

中小企業情報化促進協会発行

■ 中小企業組合組織論

内 容：中小企業の特質と問題点、組合制度史、組織化の意義と目的

編 著：全国中小企業団体中央会 価 格：1,785円（税込）

第一法規発行

■ 中小企業等協同組合法逐条解説

内 容：全条文を逐条解説したコンメンタール。関係法令（施行法、施行令、施行規則）、改正法に合わせて改訂された最新版「中小企業組合定款参考例」を収録

編 著：全国中小企業団体中央会 価 格：5,460円（税込）

信山社発行

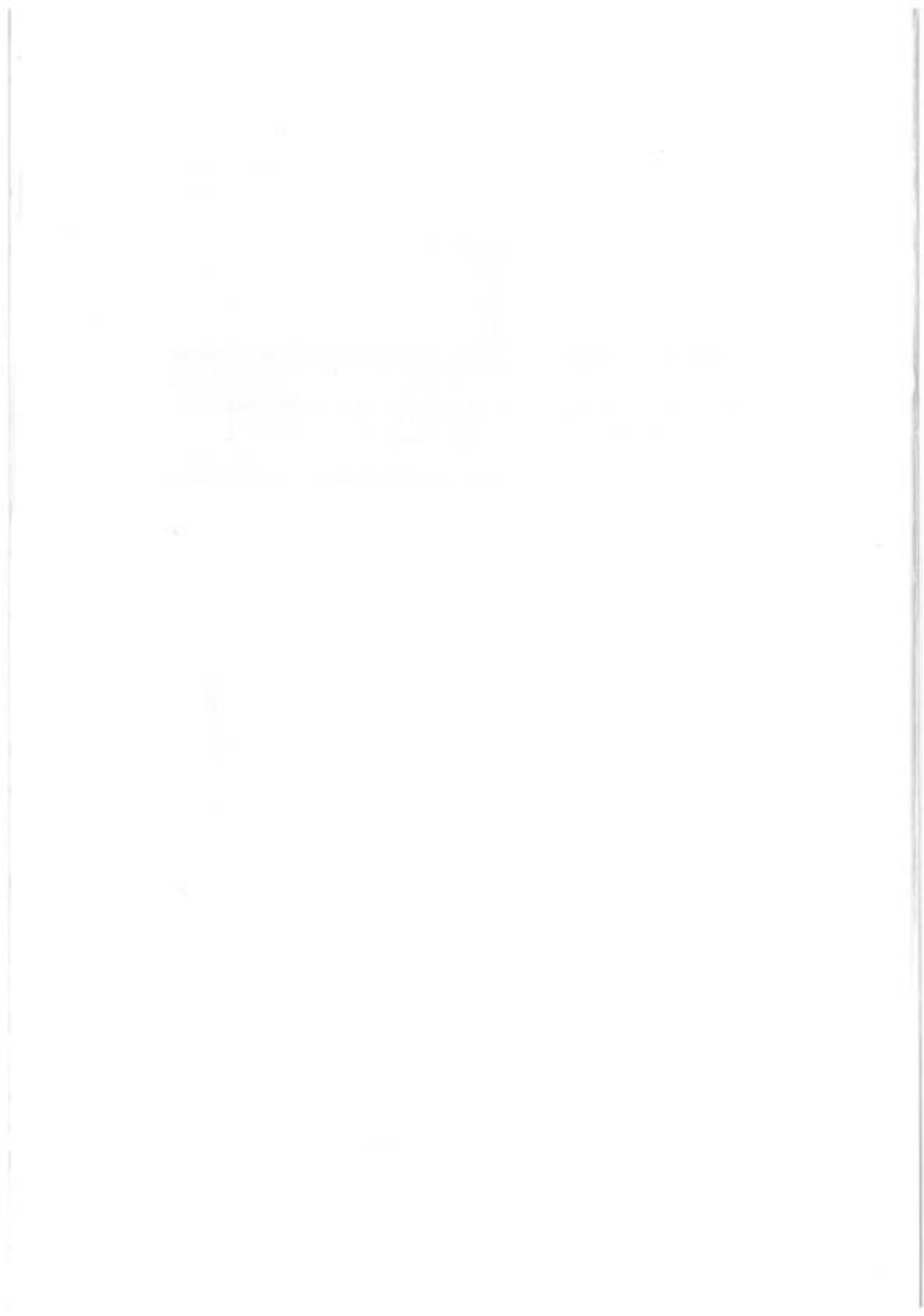
■ 中小企業組合の歴史的展開

内 容：中小企業組合の歴史と展開を年代を追って解説

編 著：山本 貢 価 格：3,780円（税込）

I

出題範囲と最近の傾向



I

出題範囲と最近の傾向

過去問題からみた出題範囲

「組合制度」の検定試験は、組合法令・組合制度の問題が出題され、60点が合格ラインとされています。

過去の問題から出題される範囲をみると、中小企業等協同組合法を中心にした中小企業関係の法律、中小企業白書、組合制度の歴史など広範にわたります。組合関係法の中には準用条文も含まれるので、中協法と独占禁止法の関係が出題されたこともあります。

範囲は広いのですが、選択式の出題になっていて、出題の核になる部分は、本書に掲載した内容でカバーできます。本書をマスターし、選択を誤らなければ合格ラインに到達できるはずです。

最近の出題傾向

出題範囲のすべてについて詳細に学ぶのは難しいので、最近の出題傾向からある程度絞り込んで勉強する必要があります。

出題の中心になるのは中小企業等協同組合法（以下「中協法」と略す）、中でも事業協同組合に関する問題です。

事業協同組合に関する問題が多い理由は、組合制度の基本だからです。設立されている数も他の組合よりも圧倒的に多くなっています（下の図参照）。わが国の中小企業組合制度の根幹をなす組合が事業協同組合なのです。

信用協同組合、火災共済協同組合、事業協同小組合、組合の連合会などは、組合の数も少なく特殊なので本書では対象から除いてあります。

中小企業団体の
組織に関する法律
(団体法)

- ・商工組合 (約1,500)
- ・協業組合 (約1,200)

中小企業等協同組合法
(中協法)

- ・事業協同組合 (約38,000)
 - ・企業組合 (約2,500)
- 等

商店街振興組合法
(商振法)

- ・商店街振興組合 (約2,600)

中協法、団体法、商振法の関係

上の図で中協法は、団体法の枠の中に入っていますが、それは中協法の組合も法律の上では団体法の中に位置付けられているからです。法律自体は中協法が先に制定され、団体法が後になってできました。そのときに中協法の組合も団体法の中を含め、広く組合を規定する法律として団体法が制定されたためこのような形になっています。

団体法における中協法の組合に関する規定は、「事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、及び企業組合については、中協法の定めるところによる」という形になっていて、これらの組合に関する規定は団体法の中には何もありません。ですから、団体法が直接規定しているのは商工組合と協業組合ということになります。その商工組合と協業組合に関する規定においても、中協法からの準用が多くあるので、基本的に中協法が組合法制の中核という位置付けになっています。

組合関係の法律がこのように分かれるに至った経緯については、「中小企業組合の歴史的展開」(山本貢、信山社)に詳述されています。同書を元に簡単に説明すると次のようになります。

中協法の組合制度は、協同組合原則に従い「中小企業者その他の者が協同して経済事業を行うための組織」です。団体法と商振法に基づく組合は、中協法の協同組合原則の基本的な考え方に合わない部分を持っている組合なので、別に法律を制定しました。

団体法に規定される商工組合は、組合員以外のアウトサイダーも含めた業界の改善発達を中心目的にした組織です。また、協業組合は、資本の論理を組み込むことが可能な点で、協同組合原則に外れるところがあります。

商振法については、この法律が制定された頃すでに中協法があり、事業協同組合組織による商店街組合は多数存在していました。それでも商店街振興組合法が制定された理由は地域性を念頭に次のように説明されています。

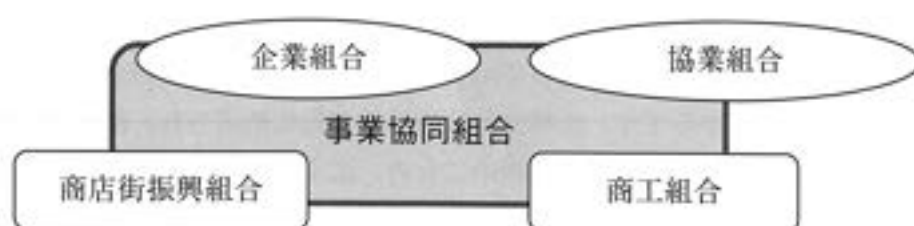
- ① 商店街地域に事業所を有するものであれば中小企業以外の百貨店、スーパー、チェーンストア等の大規模事業者の加入を認めたこと
- ② 街路灯、アーケード等の従来施設に加え、駐車場、物品預かり所、休憩所等の一般公衆の利便を図る施設の設置を組合事業として明示的に認めたこと

以上が、組合関係法が分かれている理由になります。簡単にいうと、協同組合原則に従うか否か、大企業の加入に前向きか否か、こうした点で法律が分かれているということです。

■ 事業協同組合が多い理由

各種ある組合制度の中で、事業協同組合が最も多く設立されている理由は、他の組合組織に比べ自由度が高いからです。事業協同組合は、どのタイプの組合の役割も担えると考えてよいでしょう。一般的なレベルで事業を展開するならば、事業協同組合はとても使いやすい組合なのです。前述のように、商店街の組合制度としては、商店街振興組合もあれば、事業協同組合もあります。事業協同組合はかなり自由な対応が可能な組合制度といえるのです。

下の図は、それぞれの組合が事業協同組合の規定を準用したり、同様の規定を定めていたりする度合いを大雑把に示したものです。商店街振興組合や商工組合では、独自のものもありますが、事業協同組合と同様の規定あるいは準用している規定が多くなっています。



企業組合、協業組合は1つの事業体として、会社に近い活動をする組合なので、事業協同組合とは異質な規定がかなりあります。

自由度が高いから事業協同組合の数が多い、また、中小企業組合の基本的な制度だから他の組合への影響が強い。つまり、質・量の両面において事業協同組合は組合制度の中心なのです。こうした点で「組合制度」の試験では事業協同組合に関する出題が多くなっています。事業協同組合の勉強をすれば「組合制度」に関する基本的な知識はおおむね身につくといえるでしょう。

■ 事業協同組合の中の「一般組合」

事業協同組合に関する問題が多く出題されるのですが、平成18・19年度に組合関係法は大きく改正され、組合は共済事業を行うか否か、組合員数が1,000人を超えるか否かで次の表に示した4つのタイプに分けられました。

組合の中の「一般組合」の位置

共済事業 組合員数	10万円まで	10万円超	
1,000人以下	①一般組合 組合員数1,000人以下の組合 共済事業は10万円以下	③一般共済組合 組合員数1,000人以下の組合 共済事業は10万円超	会計 監査
	(①が業務監査権付与を選択)	(③が業務監査権付与を選択)	
1,000人超	②大規模組合 組合員数1,000人超の組合 共済事業は10万円以下	④大規模共済組合 組合員数は1,000人超の組合 共済事業は10万円超	業務 監査

上表のように4つのタイプに分類して何が違うのか。一言でいうと「規律のあり方」が違うということになります。高額な共済事業を行う組合や組合員数の多い組合には、一般の組合よりも厳しい規律を適用することにしたのです。

主な相違点は以下のとおりです。

- i 監事の監査権限 基本的にすべての組合の監事に、会計監査に加えて業務監査権が与えられました。しかし、組合員数1,000人以下の組合では、定款で監査権限を会計監査に限定することができます。①③以外の部分は監事に業務監査権がある組合です。大規模組合はすべて業務監査権を付与しなければなりません。1,000人以下の組合では、組合が選択した場合のみ、業務監査権が付与されます。「選択した場合のみ…」としましたが、実際には、以前はすべての組合が会計監査限定だったので、会計監査限定を選択しなくても、定款の「監事の職務」の定めを以前の状態のままにしておけば会計監査限定の組合で存続します。
- ii 共済規程等 ③④の共済金額が10万円を超える額の共済事業を行う組合は、共済規程の作成・認可など、一般の組合とは異なる規律の適用があります。
- iii 余裕金の運用制限 ②③④の大規模組合・共済事業実施組合では余裕金の運用が、厳しく制限されています。

出題範囲は、①の一般組合が中心になりますので、②③④に属する組合について細かく勉強する

必要はないでしょう。こうした分類が存在することを頭に入れておけばよいと考えます。①の部分の組合についてしっかり学べば合格ラインには達することができるはずです。

■ 一般組合の基本形

法律は3種類（中協法、団体法、商振法）ほど、その中に5種類以上の組合（事業協同組合、企業組合、商工組合、協業組合、商店街振興組合等）があり、中心に出題される組合である事業協同組合も、組合員数と共済事業で4つのタイプに分かれることを説明してきました。出題の中心は、事業協同組合の中の「一般組合」になることも理解できたと思います。

さて、「一般組合」が理解できたところで、頭を混乱させるようで申し訳ないのですが、さらに分けなければいけないのです。次ページの表の右側の部分はレアケースなのですが、法律が認めていることなので理解だけはしておかなければなりません。レアケースは法改正により拡大していますが、検定試験の勉強は、基本形をマスターすることを中心に取り組んでください。下の行に示したのが「組合制度」試験勉強の絞り込みの方法です。

各種組合制度 ⇒ 事業協同組合 ⇒ 一般組合 ⇒ 基本形

本書では、断りのない限りこの絞り込んだ「基本形」を想定して説明していきます。基本形とは、「事業協同組合、組合員数は1,000人以下、共済事業の給付金額は10万円以下、総会制、電磁的方法未採用、会計監査限定、持分計算は改算式、定款自治は法律の基本どおり、役員選出は選挙制、従たる事務所は設置せず」ということです。

ただし、過去に出題されたものについては、事業協同組合以外の組合についても取り上げています。また、業務監査権に関する事、総代制に関する事など、レアケースに属することも必要なものについては解説をしておきましたので、可能な範囲で勉強してみるとよいでしょう。

組合の「基本形」と「レアケース」一覧表

内 容	基 本 形	レアケース
総会・総代会	総会制	総代会制…組合員数200人以上の組合において選択可能
電磁的方法	すべて紙ベース。電磁的方法採用せず	電磁的方法を採用…今後は増える
共済給付金額	10万円までの給付 (見舞金程度)	10万円超の給付
監事の監査権限	会計監査限定	業務監査権付与…法律上の基本形はこちらだが、レアケース
組合員数	1,000人以下	1,000人超…監事に業務監査権付与、員外監事1名以上、余裕金の運用制限等
持分計算	改算式…出資1口の持分が均等になる計算方法。組合の正味財産を出資総口数で割って1口の金額を算出する	加算式…各組合員ごとに毎事業年度の持分を算定加算(損失の場合は減算)して持分額を決める方法。1口の持分額が均等にならず、組合員の加入時期によって持分額が異なる。事務手続きは煩雑
定款自治	法律の基本どおり	定款自治を活用…①理事会の定足数、議決要件の引上げ、②会計帳簿等の閲覧謄写請求要件の引下げ、③総会招集通知期間(10日間)の短縮 等
役員選出方法	選挙制	選任制…役員を議決権で選任
事務所	主たる事務所のみ	従たる事務所あり…議事録の保存等事務所としての法律上の義務が課される
商工組合	出資商工組合	非出資商工組合の制度もある



II

4行記述問題

4行記述問題目次

	ページ
基準及び原則	
1 相互扶助を目的とする、ということの趣旨を説明せよ。	20
2 議決権・選挙権の平等原則について説明せよ。	20
3 「組合の剰余金は、主として組合事業の利用分量に応じて配当するものとする」ということの意味を説明せよ。	21
4 事業協同組合における直接奉仕の原則について説明せよ。	21
5 「組合は、特定の政党のために利用してはならない」ということについて説明せよ。	21
総会及び役員選出	
6 総会における議決権及び選挙権の行使について述べよ。	23
7 総会における代理議決の方法・制限について述べよ。	23
8 総会招集の手続について述べよ。	23
9 総会の議決を要する事項について述べよ。	23
10 事業協同組合の総会の特別議決について述べよ。	24
11 通常総会の招集について述べよ。	24
12 役員を選出について述べよ。	24
13 役員選挙方法の指名推選制について説明せよ。	24
役員	
14 組合は「員外理事」を認めている。この趣旨及び理事の定数の3分の1以内に制限した理由について述べよ。	26
15 「監事は、理事又は使用人と兼務してはならない」とする理由について、それぞれの役割に言及して説明せよ。	27
16 役員に残任義務について、任期の伸長規定とあわせて説明せよ。	27
17 自己契約の意味及び目的について説明せよ。	27
18 理事の債務保証・利益相反取引について述べよ。	27
19 役員に課されている善良なる管理者の注意義務（善管注意義務）について述べよ。	28
20 役員の補充義務について述べよ。	28
21 役員の任期について説明せよ。	28
22 監事の監査権限について説明せよ。	28
23 理事の損害賠償責任について述べよ。	28
理事会	
24 一般的な理事会の招集手続について説明せよ。	30
25 組合員による理事会の招集請求について説明せよ。	30
26 理事会の招集手続と、その省略方法について説明せよ。	30
27 理事会は書面により議決に加わることができるものとする。その要件及び手続について述べよ。	30
28 理事会を開催することなく、理事会決議とすることができる場合について説明せよ。	31
29 理事会における特別利害関係人について説明せよ。	31
30 理事会議事録について説明せよ。（会計監査限定の組合の場合）	31
31 代表理事の選定及び権限について述べよ。	31

	ページ
組合員	
32 組合員以外の者の事業利用の制限を設けた理由を2つの点から説明せよ。	33
33 一般の組合における、経費の賦課、使用料・手数料の徴収の手續等について説明せよ。	33
34 組合が組合員に賦課する経費分担について「組合員は相殺をもって組合に対抗することができない」とされている。その趣旨について述べよ。	33
35 組合員名簿について記載事項、備置き・閲覧に関し知るところを述べよ。	33
加入・脱退	
36 原始加入の手續について説明せよ。	35
37 持分の譲受による加入について説明せよ。	35
38 加入・脱退自由であることの趣旨を説明せよ。	36
39 組合が加入拒否できる正当な理由を3つ以上あげよ。	36
40 組合員を除名する場合に必要な手續について、総会決議前・後を通じて説明せよ。	36
41 組合員を除名する場合の除名原因について説明せよ。	36
42 法定脱退の要件をあげるとともに、脱退の時期について自由脱退との相違を説明せよ。	37
43 自由脱退の成立要件と予告期間を設けた趣旨について説明せよ。	37
出資・持分	
44 組合員の組合に対する責任は有限責任であることについて述べよ。	39
45 組合は、組合員の持分を取得することができない、とされている理由について、持分の意味に触れて説明せよ。	40
46 1組合員の最高出資持ち口数が、原則として25%に制限されている理由について述べよ。	40
47 「組合員は持分を共有することができない」と規定した趣旨について議決権等との関連に触れて説明せよ。	40
48 出資払込の相殺主張の禁止について述べよ。	40
49 出資配当が制限されている理由について説明せよ。	41
50 脱退組合員に対する持分の払戻について述べよ。	41
51 脱退した組合員の持分の算定方法と払戻請求権の取得時期について説明せよ。	41

II

4行記述問題

4行記述のポイント

いよいよ実際に「組合制度」の勉強を始めていきますが、本書では実際の過去問題をアレンジした問題で実戦的に学ぶ方法を採用しました。実際の問題の中で、基本を学びやすいのは、4行記述問題なので、この問題から勉強していきます。

第3問として出題される4行記述問題は、実際に書いてみるとかなり難問です。正誤問題や語群選択問題であれば「選ぶ」作業だけですが、解説問題は短文とはいえ、自ら言葉を紡いでいかなければなりません。

問題文は6問あり、その中から3問選択して答えればよいので、しっかりと文章を書くことを心がければ、合格ラインに到達することができます。しっかりとした文章とは、基本的な事柄(要件)を明確に書いた文章です。例外規定や特例規定などたくさんの知識を盛り込もうとすると何をいいたいのかわからない文章になります。

解答用紙には、4行のラインがあるだけで文字数の指定はありません。本書では1行に書ける文字数を30字程度として、ほぼ120字以内で解答例を作成していきます。

分野別に掲げた概説と、過去問題を参考に作成した練習問題を、先ず読んで理解してください。これらを理解した上でⅢ章からの正誤問題にチャレンジしてみると自信がつかます。実際に4行の文章を書くのは正誤問題をやってからがよいでしょう。

1. 基準及び原則

概説

組合の基準及び原則に関しては、論文問題で出題されることが多いので、そのトレーニングもかねて、4行記述で簡潔に書く練習をしていきましょう。

基準の1つである「加入・脱退」に関する問題は過去に多く出題されています。そのためp. 34に独立して項目を設けましたので、ここでは扱いません。

基準及び原則を理解するために、株式会社と比較した表を下に掲げます。

協同組合	株式会社の場合
【基準】 ①相互扶助目的 ②加入・脱退の自由 ③議決権・選挙権の1人1票主義 ④利用分量配当・出資配当制限 【原則】 ⑤直接奉仕・公平奉仕 ⑥政治的中立	①営利目的 ②株式譲渡・譲受 ③議決権は1株1票 ④株式配当 ⑤金銭配当 株主平等 ⑥規定なし

中協法と商振法には、組合が備えておくべき4つの基準と運営上守るべき2つの原則が定められています。

4つの基準については独占禁止法の適用除外の要件（独禁法第22条）にもなっていますので、独占禁止法に絡む問題として出題される可能性もあります。以下に基準と原則について簡単に説明しておきます。

■ 基準

- ①**相互扶助目的** 組合は、組合員の相互扶助を目的とするものでなければなりません。組合員が協調して経営の合理化を達成するためには、相互扶助の精神に基づく共同事業による経営資源の相互補完そのものが目的になります。営利事業であげた利益を配当することを目的とする株式会社とは異なるということです。
- ②**加入・脱退の自由** 組合は、相互扶助を目的とするものですから、加入・脱退は任意でなければなりません。強制的に加入させられたり、強制的に脱退させられたりすることはありません。また、正当な理由なく加入を拒否されることはなく、脱退したいときには、それを禁じられることもありません。ただし、加入・脱退は組合との契約の締結・解除を意味するので、一定の制限の下の自由ということになります。
- ③**議決権・選挙権の平等** 組合は人的結合体ですから、議決権・選挙権は出資の多い少ないにかかわらず1人1票でなければなりません。この点は物的結合体である株式会社の1株1票と本質的に異なっています。
- ④**剰余金配当の基準** 組合の剰余金は、組合員から徴収した手数料等が多額であったことが原因で、配当はその取り過ぎた手数料を戻す行為です。こうした考えから、剰余金が出た場合には、事業を利用した分量に応じて配当（利用分量配当）すべきものとされています。しかしながら、一定の出資金を保有している以上、これに対する配当（出資配当）を認めないということではなく、法律に出資配当の限度に関する規定が設けられていなければなりません。

■ 原則

- ⑤**直接奉仕の原則** 組合は共同事業を通じて組合員に奉仕をするものです。その奉仕は組合員の事業に対して直接的なものでなければなりません。組合が営利事業を行って利益を上げ、それを組合員に分配して奉仕するといった間接的なものであってはならないのです。

⑥**政治的中立の原則** 組合は経済団体であって、政治団体ではありません。公職選挙において特定の候補者を組合の名前で推薦したり、特定の政党を支援したりすることは組合の本来の姿ではないのです。ただし、国会等への建議などの中小企業問題解決のための政治的運動まで禁止しているものではありません。

団体法の協業組合については、協同組合の基準・原則の適用はありません。協業（経営の統合）による規模の適正化が目的の組合であることから、組合が事業経営の主体となって企業性の発揮を容易にすることが必要だからです。

団体法の商工組合は、個々の組合員企業の利益のみを目的とした団体ではなく、当該業種全体の利益を目的とした組合と位置付けられています。また、非出資の商工組合も認められています。そのため、協同組合原則とは若干異なる基準・原則になっています。こうした点についてあまり深く勉強する必要はありませんが、一応、商工組合の基準と原則を紹介しておきます。

【商工組合の基準】

- ① 営利を目的としない
- ② 加入・脱退の自由
- ③ 議決権・選挙権の平等

【商工組合の原則】

- ④ 公平奉仕の原則
- ⑤ 政治的中立の原則

練習問題

※解答例は30字×4行、120字以内です。

問題1

相互扶助を目的とする、ということの趣旨を説明せよ。

解答例

相互扶助とは、単独では不足する経営資源を相互に補完しつつ、組合員の創意により共同事業を行うところに特徴がある。組合は、外面的には経済主体として会社と変わらないが、その内面においては営利を目的とするものではなく、相互扶助を目的とする組織である。

問題2

議決権・選挙権の平等原則について説明せよ。

解答例

組合員が出資の多寡にかかわらず1人1個の議決権・選挙権を平等に有するのは、組合が人的結合体だからである。出資は、組合運営に関与する手段で、経営参加権、配当受領権を目的とするものではない。物的結合体である会社等とは本質的に相違している。

■ 問題3

「組合の剰余金は、主として組合事業の利用分量に応じて配当するものとする」ということの意味を説明せよ。

■ 解答例

組合の事業は、組合員を直接の対象としており、剰余金は組合員から徴収した手数料等が多額であったことにより生じたものと考えられる。したがって、組合の剰余金は本来組合員に属するものなので、主として事業の利用分量に応じて配当すべきものとされている。

■ 問題4

事業協同組合における直接奉仕の原則について説明せよ。

■ 解答例

組合は、利益を上げて、それを組合員の出資に応じて利益分配することを目的とする事業体ではない。組合の共同経済事業、教育事業等を通じて組合員の自主的経営活動に対して直接的な奉仕をし、組合員の経済的地位の向上を図ることを目的とするものである。

■ 問題5

「組合は、特定の政党のために利用してはならない」ということについて説明せよ。

■ 解答例

組合は経済団体であって政治団体ではない。この基本的性格を逸脱して組合が政治団体化し、特定の政党の党利党略に利用されることは、当然禁止されるべきである。なお、組合の健全な発展のための国会等への建議等の政治的活動まで禁止しているわけではない。

2. 総会及び役員選出

■ 概説

総会に関する問題は議決権及び選挙権、特別議決事項、役員選挙などが出題されています。以下に総会に関する基礎知識を解説します。

総会は、通常総会と臨時総会に分かれます。

- ①通常総会 定款の定めるところにより、毎事業年度1回招集しなければなりません。
- ②臨時総会 必要があるときは、定款の定めるところにより、いつでも招集することができます。
- ③招集の手続 会日の10日前（定款で短縮可能）までに、会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法にしたがって招集します。総会の招集の決定は理事会で行います。ただし、組合員全員の同意があるときに限り、招集手続を省略することができます。

- ④総会の議決権・選挙権 組合員は、各々1個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有します。
- ⑤書面・代理人による議決権の行使 組合員は定款の定めるところにより、あらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができます。ただし、代理人になれるのは、組合員の親族（個人事業者の場合）、使用人、他の組合員に限られ、代理できる人数は4人の組合員までとされています。
- ⑥総会の議決事項 総会の議決を経なければならない主なものを下表に掲げます。

総会議決事項	議決の種類
i 定款の変更	特別議決
ii 組合員の除名	◇
iii 組合の解散又は合併	◇
iv 役員の場合に対する損害賠償の免除	◇ *
v 組合員の出資口数に係る限度の特例	◇
vi 決算関係書類の承認	普通議決
vii 毎事業年度の収支予算及び事業計画の制定又は変更	◇
viii 経費の賦課及び徴収の方法	◇
ix 規約の制定、変更又は廃止	◇
x 理事及び監事の報酬	◇
xi 役員選挙又は選任	選挙・普通議決

*商振法では普通議決

- ⑦総会の議事 総会の普通議決事項は、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによるとされています。議長は議決に加わることはできませんが、可否同数のときの決定権が与えられています。
- ⑧特別の議決 定款変更などの特別議決事項では総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とします。
- ⑨総会の議事録 総会は主務省令で定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間はその議事録を主たる事務所に備え置かなければなりません。
- 組合員及び組合の債権者は、組合に対し総会議事録の閲覧・謄写を請求できます。
- ⑩総代会 組合員総数が200人を超える組合は定款で定めるところにより総会に代わるべき総代会を設けることができます。
- ⑪役員選挙 役員は、定款の定めるところにより、総会において選挙します。基本的に選挙ですが、選任制を採用することもできます。
- 選任制とは、一般に組合員数の多い組合において採用される役員選出方法です。選挙と併用できるのではなく、まったく別の選出方法になります。役員を選出を他の議決事項と同様に議案の1つとして総会に提出し、総会出席者の過半数による普通議決によって選出します。したがって、選挙権の行使ではなく、役員候補者に対する議決権の行使という形になります。民主制を担保するため、役員候補の選定などにおいて、定款の定める厳格な手続を経て行われる選出方法です。
- ⑫指名推選制 選挙の場合は無記名投票が原則ですが、出席者全員が賛成した場合は、指名推選の方法によることも可能です。この場合、被指名人をもって当選人とするかどうかを議場に諮り、全員の同意があった者を当選人とします。指名推選の方法では、被指名人を区分して議場に諮ることは許されません。理事の被指名人、監事の被指名人のように理事・監事で分けることはできますが、それぞれ理事の被指名人、監事の被指名人を一括して議場に諮る必要があります。

練習問題

問題6

総会における議決権及び選挙権の行使について述べよ。

解答例

組合員は、総会において各自1個の議決権・選挙権を有する。あらかじめ通知のあった事項については、定款の定めにより書面又は代理人による議決権・選挙権の行使が認められている。議長は議決権の行使が停止されるが、可否同数のときの決定権が与えられる。

問題7

総会における代理議決の方法・制限について述べよ。

解答例

代理議決は、定款の定めるところにより、あらかじめ通知のあった事項について行うことができ、総会の出席者とみなされる。代理人の範囲は、その組合員の親族、使用人、他の組合員に限られ、代理できる人数は4人までとする、などの一定の制限がある。

問題8

総会招集の手続について述べよ。

解答例

総会は、その招集を理事会で決定し、総会の10日前（これを下回る期間を定款で定めたときはその期間）までに、会議の目的たる事項を組合員に示し、定款に定めた方法に従って招集しなければならない。なお、組合員全員の同意があれば招集の手続を省略できる。

問題9

総会の議決を要する事項について述べよ。

解答例

総会の議決事項には、法律の定めによる法定議決事項と、定款の規定による任意議決事項とがある。法定議決事項には、「決算関係書類の承認」のような出席者の過半数で決する普通議決事項と「除名」等の重要事項を3分の2以上で決する特別議決事項とがある。

■ 問題10

事業協同組合の総会の特別議決について述べよ。

■ 解答例

総会の議事は、通常、出席者の議決権の過半数で決するが、特に重要な事項については総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。これを特別議決というが、代表的な事項に、定款の変更、組合員の除名などがある。

*特別議決事項 p.22参照

■ 問題11

通常総会の招集について述べよ。

■ 解答例

代表理事は、通常総会については毎事業年度、定款で定める期間内に必ず1回招集しなければならない。具体的な日時、場所、議案等は理事会において決定するが、議案の中に「決算関係書類及び事業報告書の承認」に関する議案を含んでいることを要する。

■ 問題12

役員を選出について述べよ。

■ 解答例

組合の役員は、定款の定めるところにより総会において選挙又は選任する。役員は、組合の重要な機関であるから、法律は、組合の最高意思決定機関である総会において選出することを要求している。総会以外で選出すると当選取消し等の訴えの対象になる。

■ 問題13

役員選挙方法の指名推選制について説明せよ。

■ 解答例

指名推選制は、無記名投票制の例外であり、総会出席者中に異議がない場合に限り行うことができる。さらに被指名人を当選人とするか否かについても出席者全員の同意を要する。2人以上の理事・監事を選挙する場合に、被指名人を区分することは許されない。

3. 役員

■ 概説

- ①**組合と役員の関係** 組合と役員の関係は、民法の委任に関する規定に従います。組合と理事・監事の個人が、委任契約を結んでいるということです。委任契約には、一定の責任がありますから、理事・監事の権限の代理行使は認められません。委任契約では、受任者（役員）は善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負います。これを「善管注意義務」といいます。さらに、理事には「善管注意義務」の他に「忠実義務」も課されています。理事は、組合のために法令・定款に従って、忠実にその職務を行わなければなりません。
- ②**員外理事** 理事の定数の少なくとも3分の2は組合員又は組合員たる法人の役員でなければなりません。つまり、組合員以外の理事は3分の1までしか認められないのです。（企業組合の理事は全員組合員でなければなりません。）
- ③**員外監事** 一般組合では監事については員外監事の制限はありません。全監事が組合員外でもよいし、全員組合員でもかまいません。ただし、組合員数が1,000人超の組合は、組合員外の監事を1人以上置かなければなりません。
- ④**役員資格** 役員になれるのは個人（自然人）で法人は役員になれません。この他、成年被後見人若しくは被保佐人、会社法等の規定に違反し刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者等は、役員になれません。
- ⑤**役員任期** 理事の任期は2年以内において定款で定める期間です。監事の任期は4年以内において定款で定める期間です。ただし、理事・監事ともに任期中の最終の決算期の通常総会の終結時（任期が2年の場合、2年を超えて就任後第2回目の通常総会の終結時）まで任期を伸長する旨、定款に規定することができます。
- ⑥**残任義務** 定款で定めた定数が欠けた場合には、任期满了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有します。これを「残任義務」といいます。
- ⑤で説明した伸長規定は役員としての身分のまま任期を延ばす規定ですが、残任義務者は役員としての権利義務を有する者であって役員ではありません。
- ⑦**補充義務** 理事又は監事のうち、定数の3分の1を超える欠員が出たときは、3月以内に補充しなければなりません。定款の定数が欠けたらすぐに法律上の補充義務が発生するわけではない点に注意する必要があります。
- ⑧**監事の職務** 監事は理事の職務の執行を監査するのが役目です。職務の執行ということから「会計監査」に加えて「業務監査」もその役目になっています。ただし、組合員数（連合会にあっては傘下の所属員数）が1,000人以下の組合では、監事の監査権限を「会計監査」に限定することができます。
- ⑨**代表理事** 理事会は、理事の中から組合を代表する理事（代表理事）を選定しなければなりません。代表理事は、組合の業務に関する一切の行為をする権限を有します。特定の行為については代表権を他人に委任することができます。代表理事は2人以上いてもかまいません。その場合、それぞれの代表理事が単独で組合の業務に関する一切の権限を持つこととなります。

⑩**役員**の兼職禁止 監事は、組合の理事又は使用人と兼ねてはいけません。なぜならば、監事は、理事と組合事務局が行った職務の結果を監査する立場にあるからです。つまり、監査する立場の者が、される立場を兼務することは、矛盾することであり、業務の適正を阻害することになるので禁止されているのです。

⑪**理事**の自己契約 理事は、次の i、ii、iii の場合には、理事会において当該取引に関する重要な事実を開示し、その承認を受けなければなりません。

i 理事が、自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。(自己契約)

ii 組合が、理事の債務を保証するとき。(債務保証)

iii 理事の借入のために組合の不動産を銀行に担保提供するような、理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をするとき。(利益相反取引)

これらの取引をした理事は、この取引をした後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければなりません。

なお、これらの理事会承認を要する取引の範囲は、組合との間に利害衝突を生ずるものに限られ、普通に共同購買事業を利用するような、組合に不利益を及ぼすおそれのない取引は除外されます。

⑫**役員**の組合に対する損害賠償責任 役員は、その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任があります。

理事には、理事個人としての責任に加え、理事会に出席して業務執行の決定に参画するとともに、代表理事又は特定の理事の行為に対する監視的役割を果たすべき責任もあるとされています。この監視義務を怠って組合に損害を与えた場合にも損害賠償責任が発生します。

⑬**理事**の第三者に対する損害賠償責任 理事が組合の職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員はこれによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負います。

練習問題

問題14

組合は「員外理事」を認めている。この趣旨及び理事の定数の3分の1以内に制限した理由について述べよ。

解答例

員外理事を認めた趣旨は、①組合員である理事には、自己の事業があるので組合の事業運営に専念できない恐れがあること、②組合員以外からも広く人材を登用することが望ましいこと、の2点である。なお、組合運営の支配を避けるため、3分の1に制限している。

解説

企業組合では組合員外の理事を認めず、理事は組合員でなければならないとしている。

■ 問題15

「監事は、理事又は使用人と兼務してはならない」とする理由について、それぞれの役割に言及して説明せよ。

■ 解答例

監事は、監査を通じて理事の職務を監督する地位にある。理事・使用人は、一体となって組合の業務を遂行する立場にある。監事がこの両方の立場を兼務することは、自分の職務を自分で監督するという矛盾が生じ、適正な業務遂行を阻害することになるからである。

■ 問題16

役員に残任義務について、任期の伸長規定とあわせて説明せよ。

■ 解答例

役員が任期満了又は辞任によって退任し、定数を欠いた場合、新たに選出された理事が就任するまで、役員としての権利義務を有する、との定めを残任義務という。伸長規定は、役員任期を通常総会の終結時まで伸ばす規定で、任期満了の場合の規定である。

■ 問題17

自己契約の意味及び目的について説明せよ。

■ 解答例

自己契約とは、理事が自己又は第三者のために組合と契約を締結することをいう。この場合、理事は重要な事実を開示して理事会の承認を受けなければならない。理事がその地位を利用して組合に不利な取引により損害を与えることを防止するための規定である。

■ 問題18

理事の債務保証・利益相反取引について述べよ。

■ 解答例

組合と理事との利益が相反する取引をするときは、理事会において当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。法文上は組合が理事の債務を保証する場合があげられているが、組合が理事のために担保を提供する行為なども対象になる。

■ 問題19

役員に課されている善良なる管理者の注意義務（善管注意義務）について述べよ。

■ 解答例

組合と役員との関係は、民法の委任契約の規定に従う。このため、役員就任の承諾は、組合との委任契約の成立を意味する。委任契約においては、受任者（役員）は、委任者（組合）のために善良な管理者の注意をもって委任された事務を処理する義務を負う。

■ 問題20

役員の補充義務について述べよ。

■ 解答例

役員は、必要常置の機関で常に定款に定めた定数を充足すべきであるが、欠員が生ずることもある。この場合、組合運営上は早急に補充しなければならないが、法律は、役員の定数の3分の1を超える欠員が出た場合に、3か月以内の補充義務を定めている。

■ 問題21

役員の任期について説明せよ。

■ 解答例

理事の任期は「2年以内において定款で定める期間」、監事の任期は「4年以内…同…」とされている。定款の規定をもってしても2・4年を超えることはできないが、任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結時まで任期を延長する旨の定めは許されている。

■ 問題22

監事の監査権限について説明せよ。

■ 解答例

監事には、会計監査権と業務監査権が与えられている。ただし、組合員の総数が1,000人以下の組合にあつては、定款で監査権限を会計監査に限定することができる。業務監査権を付与した場合、監事は理事会に出席し、必要なときに意見を述べなければならない。

■ 問題23

理事の損害賠償責任について述べよ。

■ 解答例

役員には、任務懈怠により組合に損害を与えた場合の損害賠償責任がある。この責任は総組合員の同意、総会の特別議決等により免除される場合がある。また、理事には、悪意又は重大な過失によって第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任も課されている。

4. 理事会

概説

- ①**理事会の権限** 理事会の権限は、組合の業務の執行を決定することです。実際に業務を執行するのは代表理事です。
- ②**理事会の招集権者** 理事会は理事が招集します。ただし、定款又は理事会で招集する理事を定めたときはその理事が招集します。一般に理事長が理事会を招集しますが、それは定款にその規定があるからであって、法律が理事長に理事会の招集権を与えているわけではありません。
組合員が理事会の招集を請求することもできます。それは、理事が組合の目的の範囲外の行為や法令・定款違反の行為をし、又はするおそれがあるときです。招集請求した組合員は、理事会で意見を述べることができます。
- ③**理事会の招集手続** 理事会を招集する者は、理事会の1週間前（定款で短縮可能）までに、各理事に対して通知を発しなればなりません。
- ④**理事会招集手続の省略** 理事会は理事全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができます。総会で理事を選挙した後、招集手続を経ないですぐに理事会を開催して理事長を選べるのは、全員が招集に同意しているからということです。
- ⑤**理事会の決議** 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で行います。（定款でこの定足数、可決要件を厳しくすることができます）議決に加われない理事とは、特別利害関係人のことです。総会と異なり理事会の議長は議決に加わることができます。
- ⑥**特別利害関係人** 理事会の決議事項に対して特別の利害関係を有する理事は、理事会の議決に加わることができません。自己契約の承認議案の当事者である理事などが特別利害関係人に当たります。議決に加わることができないとされていることから、議決権がないだけでなく、意見を述べること、理事会に出席することもできないとされ、退席を要求されればその指示に従わなければなりません。
- ⑦**書面出席** 定款に定めれば、理事は書面で理事会議決に加わることができます。当然、事前に議案が通知されていることが条件になります。ただし、理事会は議案の事前通知が義務付けられているわけではなく、書面出席を求めるならば、事前に議案を通知する必要があります。
- ⑧**理事全員の書面同意がある場合の理事会決議の省略** 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をし、その提案について理事全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができます（この定めを定款に規定する必要があります）。要するに、場所・時間を特定した会議を開催することなく理事会決議とすることができるということです。
- ⑨**理事会議事録** 理事会は議事録を作成し、出席した理事・監事は署名又は記名押印しなければなりません。この理事会議事録は、理事会日から10年間、主たる事務所に備え置かなければなりません。組合員及び組合の債権者は理事会議事録の閲覧・謄写請求をすることができます。
- ⑩**代表理事の選定** 理事会は、理事の中から組合を代表する理事（代表理事）を選定しなければなりません。代表理事を総会で選ぶことは許されません。理事会には、代表理事を解任する権限が与えられているので、選定するのも理事会でなければならぬとされています。

練習問題

■ 問題24

一般的な理事会の招集手続について説明せよ。

■ 解答例

理事会は各理事が招集権を有する。招集権者を定款又は理事会で定めることもでき、その場合、他の理事は同人に対し、理事会の招集を請求できる。理事会を招集する者は理事会の日の1週間前（定款で短縮可能）までに、各理事に対して通知を発しなければならない。

■ 解説

監事に業務監査権がある組合の場合は、招集通知を発する対象は「各理事」ではなく「各理事及び監事」である。

■ 問題25

組合員による理事会の招集請求について説明せよ。

■ 解答例

組合員が理事会の招集を請求できるのは、理事が組合の目的の範囲外の行為、その他法令・定款に違反する行為をするか、するおそれがあると認められるときである。理事会の目的を示して招集請求した組合員は、その理事会に出席して意見を述べることができる。

■ 解説

監事に業務監査権がある場合は、組合員の代わりに監事が理事会の招集を請求する権利を有する。

■ 問題26

理事会の招集手続と、その省略方法について説明せよ。

■ 解答例

理事会の招集は、1週間前に通知を発することが原則である。しかし、理事全員が開催に同意すれば、招集手続を経なくてもよい。招集手続なく過半数の理事が集まっても理事会にはならないが、理事全員が招集手続の省略に同意していれば理事会と認められる。

■ 問題27

理事会は書面により議決に加わることができるものとするができる。その要件及び手続について述べよ。

■ 解答例

理事会は、代理人による議決権行使はできないが、書面による議決権行使が認められている。定款に書面議決の定めがあること、あらかじめ内容が通知されている議案に限ることが要件である。なお、書面によって議決権を行使した理事は出席理事数に算入される。

■ 問題28

理事会を開催することなく、理事会決議とすることができる場合について説明せよ。

■ 解答例

組合は、理事から理事会の決議の目的事項が提案され、理事全員が書面又は電磁的方法により、その提案に同意の意思表示をした場合、理事会の決議があったものとみなすことができる。定款にこの規定を入れること、理事会議事録を作成することが条件である。

■ 問題29

理事会における特別利害関係人について説明せよ。

■ 解答例

理事会では、議案に対して特別利害関係を有する理事は、議決に加わることが禁止されている。私心なく善管義務、忠実義務に従った議決権行使が困難になると考えられるからである。意見陳述権もなく、退席を要求されれば従わなければならないとされている。

■ 問題30

理事会議事録について説明せよ。(会計監査限定の組合の場合)

■ 解答例

理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事は署名等を行わなければならない。組合は、10年間、主たる事務所に議事録を備え置き、組合員及び組合の債権者からの閲覧・謄写請求に応じる義務がある。この請求は、正当な理由なく拒むことができない。

■ 問題31

代表理事の選定及び権限について述べよ。

■ 解答例

組合を代表する理事(代表理事)は、理事会において理事の中から選定しなければならない。代表理事は、理事会で決定した業務を現実に執行する権限を有する。定款又は総会の決議で禁止されていない特定の行為に限り、この代表権を他人に委任することができる。

5. 組 合 員

■ 概 説

組合員に関する規定は多岐にわたります。加入・脱退、出資・持分なども組合員に関する規定ですが、それらは出題されることが多いので、独立して項目を設けました。ここでは、加入・脱退、出資・持分以外の組合員に関することを取り上げます。

- ①**員外利用** 事業協同組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができます。ただし、通常の場合、組合員以外の者の事業の利用分量は、その事業年度における組合員の総利用分量の100分の20を超えてはなりません。ただし、組合の体育施設を地域住民に開放する場合などは員外利用の特例が認められています。
- ②**組合員名簿** 組合は、組合員の氏名・名称、住所・居所、加入年月日、出資口数・金額・払込み年月日を記載した名簿を作成し、主たる事務所に備え置かなければなりません。組合員及び組合の債権者は、組合員名簿の閲覧・謄写請求ができ、組合は正当な理由なくこの請求を拒むことができません。
- ③**企業組合の出資** 出資総口数の過半数は組合の事業に従事する組合員が保有しなければなりません。
- ④**経費の賦課** 組合は、定款の定めるところにより、非経済事業又は一般管理に必要な経費を組合員に賦課することができます。この経費の賦課及び徴収の方法は、総会の議決事項とされています。経費を随時、多額に徴収することは、組合の有限責任原則を破壊するおそれもあるので、定款記載、総会議決が義務となっています。また、この経費の支払について組合員は、組合に対する債権との相殺を主張することができません。相殺を認めると組合事業を遂行できなくなる可能性があるからです。
- ⑤**使用料及び手数料** 組合は、定款の定めるところにより、共同事業の使用料及び手数料を徴収することができます。使用料・手数料は、「経費の賦課」と異なり、組合が行う共同事業を利用した者から徴収するものです。この使用料・手数料について法律は、相殺禁止、総会議決を規定していません。つまり、相殺が可能であり、総会の議決を経ないで定款の定めに従った徴収が可能ということになっています。

練習問題

問題32

組合員以外の者の事業利用の制限を設けた理由を2つの点から説明せよ。

解答例

員外利用の制限を設けた理由は、次の2点である。①事業協同組合は組合員に直接奉仕することを目的としていることから、事業の利用者は本来組合員に限られるべきであること②員外者の利用を無制限に認めると、組合員の事業利用権を侵害するおそれがあること

問題33

一般の組合における、経費の賦課、使用料・手数料の徴収の手続等について説明せよ。

解答例

組合が行う経済事業については、使用料又は手数料を徴収できる。非経済事業又は一般管理に必要な費用は、これを経費として組合員に賦課して、組合運営を行う。どちらも定款の定めが必要だが、経費の賦課については、徴収方法も含めて総会の議決事項である。

* 問題文中で「一般の組合」としたのは、企業組合等において経費の賦課の規定が適用されないからである。

問題34

組合が組合員に賦課する経費分担について「組合員は相殺をもって組合に対抗することができない」とされている。その趣旨について述べよ。

解答例

組合は、非経済事業又は一般管理費に必要な費用を経費として組合員に賦課することができる。この経費の支払いについて、組合員からの相殺の主張を認めると、組合運営の基本的な財源が断たれ、存続不能の事態となるおそれがあるため相殺を禁止している。

問題35

組合員名簿について記載事項、備置き・閲覧に関し知るところを述べよ。

解答例

組合は、各組合員の氏名又は名称、住所又は居所、加入年月日及び出資口数・金額・払込年月日を記載した組合員名簿を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。組合員及び組合の債権者から閲覧・謄写請求があった場合は、正当な理由なくこれを拒めない。

6. 加入・脱退

■ 概 説

加入・脱退については、基準の中で「組合員が任意に加入し、又は脱退することができること」と規定しています。しかし、任意といっても、加入は組合との契約の締結、脱退は契約の解除になるわけですから、一定の制限があります。それらの規定についてみていきます。

■ 加 入

①**加入の自由** 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又は、その加入について現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはなりません。

②**加入拒否の正当な理由** 組合への加入資格を有する者に対して、加入を拒否しうる正当な理由については、加入申込者側、組合側の両面から考える必要があります。

・加入申込者の側に理由がある場合

i 加入申込者の規模が大きく、組合の民主的運営が阻害されるか、独占禁止法が適用されるおそれがある場合（基本的に、小規模な事業者の組合は独占禁止法の適用が除外されていますが、大企業が加入している場合には適用される可能性があります）

ii 除名された者の除名直後の加入申込、又は、その除名理由の原因が解消していない場合の加入申込

iii 加入申込前に、員外者の立場で組合の活動を妨害していた場合

iv その者の日頃の言動からして、加入すれば組合の内部秩序が乱される場合

v 加入により組合の信用が著しく低下するおそれがある場合

vi 組合員の情報、技術等のソフトな経営資源の機密保持ができなくなるおそれがある場合

・組合側に理由がある場合

i 組合の共同施設の稼働能力が現在の組合員数における利用量に比して不足しがちである等、新規組合員の増加により組合事業の円滑な運営が不可能となるような場合以上のような場合が、加入拒否の正当な理由とされています。

③**原始加入** 組合に加入しようとする者は、定款の定めるところにより組合の承諾を得て、引き受け出資口数に必ずる金額の払込みを終了した時に組合員になります。「出資口数に必ずる金額」には加入金の定めがあるときは加入金も含めます。

④**持分承継加入** すでに組合員になっている者から、その持分の全部又は一部を承継することにより組合に加入することを持分承継加入といいます。この場合も原始加入と同様に定款の定めに従い、組合の承諾を得なければなりません。加入の時期は、持分の承継の時になります。

持分承継加入には、「相続加入」と「譲受加入」があります。死亡した組合員の相続人が他の相続人の同意を得て申し出るのが「相続加入」です。

非組合員に対して持分を譲渡する場合は「譲受加入」になります。持分の譲渡は相手が組合員であっても非組合員であっても組合の承諾が必要ですが、非組合員への譲渡の場合は、加入に関する規定に基づき諾否が決定されます。持分を譲り受けることは組合員になることを意味

しますから、加入の規定が適用されるのです。したがって、譲受者は組合員資格を有すること、組合は正当な理由なく加入を拒むことはできないこと、不当に困難な条件を付することはできないこと、などに注意しなければなりません。

■ 脱退

- ①自由脱退 組合員は、90日前までに予告し、事業年度の終わりについて脱退することができます。90日の予告期間は定款で1年まで延長することができます。
- ②法定脱退 組合員は、主に次の事由によって法定脱退します。
- i 組合員たる資格の喪失
 - ii 死亡（個人事業者）又は解散（法人事業者）
 - iii 除名
- ③除名 除名は次に掲げる組合員が対象になります。
- i 長期にわたって組合の事業を利用しない組合員
 - ii 出資の払込み、経費の支払、その他組合に対する義務を怠った組合員
 - iii その他定款で定める事由に該当する組合員
- ④除名手続 除名は、総会の特別議決によって行うことができます。組合は、その総会の10日前までに、除名対象組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければなりません。また、除名した組合員にその旨を通知しなければ、当該組合員に対して除名したことを主張することができません。

練習問題

■ 問題36

原始加入の手続について説明せよ。

■ 解答例

組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとする場合には、定款の定めるところにより組合の承諾を得なければならない。加入の承諾があったときは、加入希望者は引受出資口数に応じた金額を払込む。加入の効果が生じるのは、その支払が終わった時である。

■ 問題37

持分の譲受による加入について説明せよ。

■ 解答例

非組合員が持分を譲り受ける場合は、加入の例によらなければならない。加入の例とは、譲受人が組合員資格を有し、組合の承諾を得るということ。組合は正当な理由なく拒めないし、不当に困難な条件も付せない。加入の時期は譲渡行為の終了時点である。

■ 問題38

加入・脱退自由であることの趣旨を説明せよ。

■ 解答例

組合は、相互扶助の組織であるから、加入・脱退は基本的に任意でなければならない。加入を拒んだり、脱退を強制したりすれば相互扶助の組織は成り立たない。加入・脱退自由の原則に違反すると理事は罰され、独占禁止法の適用除外の恩典を失う可能性がある。

■ 問題39

組合が加入拒否できる正当な理由を3つ以上あげよ。

■ 解答例

正当な理由としては、加入者の規模が大きく、加入によって組合の民主的運営が阻害されるおそれがある場合、加入申込前に組合員外の者として組合の妨害をしていた場合、その者の加入により組合の信用が著しく低下するおそれがある場合等があげられる。

■ 問題40

組合員を除名する場合に必要な手続について、総会決議前・後を通じて説明せよ。

■ 解答例

除名は、総会の10日前までに、除名をしようとする組合員に対して除名理由を通知し、総会において弁明する機会を与えた上で、特別議決により決議する。除名の効力はこの決議をもって生じるが、除名した組合員に通知しなければその組合員には対抗できない。

■ 問題41

組合員を除名する場合の除名原因について説明せよ。

■ 解答例

除名は組合員にとり重大な問題で、一部の者の専制を排除するため、法は除名原因を次の3点に特定している。①長期にわたり組合の事業を利用しない組合員。②出資の払込み、経費の支払等義務を怠った組合員。③定款で定める事由に該当する組合員。

■ 問題42

法定脱退の要件をあげるとともに、脱退の時期について自由脱退との相違を説明せよ。

■ 解答例

法定脱退は、組合員資格の喪失、死亡又は解散、除名等、法定された事項に該当するに至ったときに成立し、組合員の意思は問題にはならない。脱退の時期は、その事実が発生した時である。自由脱退が年度末時点であるのに対し、法定脱退は年度途中で成立する。

■ 問題43

自由脱退の成立要件と予告期間を設けた趣旨について説明せよ。

■ 解答例

自由脱退は、組合員の意思表示のみにより成立し、組合の承諾を必要としないが、予告期間を設け事業年度末に脱退すると規定している。自由脱退を随時認めると脱退により組合財政が不安定になり、事業計画の遂行に支障を来すおそれがあるからである。

7. 出資・持分

■ 概説

- ①**出資** 組合員は、出資1口以上を有しなければなりません。出資1口の金額は均一でなければなりません。1組合員の出資口数は、出資総口数の100分の25を超えてはなりません（組合員の合併などの場合、総会の特別議決で100分の35に緩和することができます）。

25%までに制限されているのは、組合は4人以上（商店街振興組合は7人以上）で設立できるところから導かれた数字です。設立要件は4人以上ですが、組合は組合員数が3人以下になっても存続することができます。組合員が3人以下の組合にはこの出資制限の25%は適用されません。

- ②**出資払込の相殺主張の禁止** 組合員は、出資の払込みについて、相殺を主張することができません。組合が、A組合員に対して共同販売事業の売上代金100万円を支払わなければならない状態にあるとします。一方、A組合員は、組合に対して出資金の未払があり、出資金100万円を支払わなければならない状態にあるとします。こうしたケースで、組合員の方から、組合に対して売上代金を出資金に振り替えて（相殺して）欲しいとは言えないのです。

組合と組合員の間において、一般の債権債務を相殺することはできるのですが、出資の払込みに関しては許されません。その理由は、組合の出資金は、それがなければ事業の遂行に支障を生ずる重要なものです。ですから「先ず、出資金を支払ってください。その出資金で事業を行い、その後で組合の債務を支払います」ということになるわけです。出資金が集まらなければ、債務を支払う資金を稼ぐことができないから相殺が禁じられているということです。

この規定は、組合の基本財産を守るための規定なので、組合が承諾した場合には適用されません。組合員の側からの相殺は禁じても、組合の側からの相殺を禁じてはいないということです。

- ③**有限責任** 組合員の責任は、その出資額を限度とします。したがって、組合の債権者に対して、組合員が直接責任を負うことはありません。

組合は法人格を有していて、独立した人格体として取引の当事者になります。組合が当事者になって行った取引の債権・債務は、組合と取引相手の間に存在するものです。したがって、組合員に対して直接、債権の取立てを行うということは許されないのです。

ただし、組合員が個別に組合の債務を保証しているような場合は、有限責任制とは別に、個別の組合員の責任として債務の支払義務が発生することになります。

- ④**持分** 持分には2つの意味があります。1つは組合に対して有する権利義務の総称、つまり、組合員としての「地位」を示す意味です。もう1つは、組合の純財産に対する「分け前」を示す意味です。この両者が一体となっているのが組合員の「持分」ということになります。

- ⑤**持分の払戻** 持分の払戻は「出資口数の減少」と「脱退」のときに行われます。どちらの場合も、財産権としての「持分」は、払戻事由の発生した事業年度末の純財産で決まります。この時の財産の評価は時価評価になります。このように「持分」は純財産で決まりますが、払い戻す額は定款の定めに従い、「持分」の全部又は一部となります。

⑥**持分の譲渡** 持分を譲渡するときは、譲り受ける者が組合員であっても非組合員であっても組合の承諾が必要です。組合が人的結合体であることに起因する規定で、物的結合体である株式会社にはないものです。

特に、非組合員が譲り受ける場合には、組合員が譲り受ける場合と異なり、譲り受けた者は組合員としての地位も取得することになりますから、「加入」と同じように扱わなければなりません。

⑦**持分の共有の禁止** 組合員は持分を共有することができません。持分の共有で問題になる「持分」とは、組合員としての「地位」を示す「持分」のことです。持分の共有は、組合員としての地位の共有を意味し、組合員としての責任観念を稀薄にし、相互扶助の精神を発揮する上に支障を生じる可能性があります。また、議決権・選挙権の帰属など、組合運営上の不都合を来すおそれもあるので禁じられています。

⑧**組合の持分取得の禁止** 組合は、組合員の持分を取得し、又は、質権の目的としてこれを受けることができません。「持分」を組合員の「地位」としてみた場合、組合が自組合の持分を取得するということは、組合が自らの組合員になるということです。これは不合理です。また、「持分」を財産権としてみた場合、組合が自組合の持分を取得するのは、組合が持分債権と払戻債務の両方を持つこととなります。このような債権債務が同一人に帰属した場合は「混同」(民法520条)により債権債務は消滅するとされています。

組合が組合員の持分に質権設定することを禁じているのも、質権を実行したときに組合による持分取得(混同)の状態になるからです。

⑨**脱退者の持分の払戻** 組合員は脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻を請求することができます。

この払戻請求権は、脱退の時から2年で「時効」により消滅します。

また、脱退組合員が組合に対して債務を負っている場合、この債務を完済するまで持分の「払戻の停止」をすることができます。持分の「払戻の停止」だけでなく、法解釈としては、組合の持分払戻債務と組合が有する債権の相殺も可能であるとされています。

練習問題

問題44

組合員の組合に対する責任は有限責任であることについて述べよ。

解答例

法律に「組合員の責任は、その出資額を限度とする」とあり、組合員は、組合に対して出資額までの有限の責任を負う。債権者は組合に対してのみ債権を主張でき、組合員に主張することはできない。ただし、個別に組合の債務を保証した場合は、この限りではない。

■ 問題45

組合は、組合員の持分を取得することができない、とされている理由について、持分の意味に触れて説明せよ。

■ 解答例

持分には、組合員としての包括的な地位と、組合財産に対する権利、の2つの意味がある。組合が組合員の持分を取得することは、組合が自分の組合員になるという不合理と、組合が自分の持分を取得するという「混同」の不合理、を意味するので禁止されている。

■ 問題46

1 組合員の最高出資持ち口数が、原則として25%に制限されている理由について述べよ。

■ 解答例

出資持ち口数を無制限に認めると、組合員の権利の平等の原則が崩れたり、持ち口数の多い組合員の脱退により組合事業の遂行に支障が生じたりするおそれがある。そのため組合が最低4人で設立できる点を考慮して100分の25を超えてはならないとしたのである。

■ 問題47

「組合員は持分を共有することができない」と規定した趣旨について議決権等との関連に触れて説明せよ。

■ 解答例

持分の共有を許すと、組合員としての権利義務の帰属が不明確になり、相互扶助目的を追求する上で支障を生じること、組合事務処理等で不都合を来すことになるので禁止している。組合員の出資1口以上の保有義務、議決権1個の保有権に対応した規定である。

■ 問題48

出資払込の相殺主張の禁止について述べよ。

■ 解答例

組合と組合員の間において、一般の債権債務については、相殺をすることができる。しかし、組合員の出資払込については組合員の側からの相殺の主張を禁じている。相殺を認めると、組合の資本充実又は資本維持の点で支障を生じるおそれがあるからである。

■ 問題49

出資配当が制限されている理由について説明せよ。

■ 解答例

組合は人的結合体なので、無制限な出資配当は認められない。配当の元になる剰余金は、組合員の手数料等であるから、主に事業の利用分量に応じて配当すべきであるが、出資金を保有する以上、出資配当を否定できない。そこで、制限付で出資配当を認めている。

■ 問題50

脱退組合員に対する持分の払戻について述べよ。

■ 解答例

組合員は、組合を脱退すると同時にその持分の払戻請求権を取得する。持分の額は脱退した事業年度末の組合財産により決まる。払戻請求権の行使は定款の定めるところにより行われ、「出資額限度」など持分の全額ではない一部払戻の規定を置くことも許される。

■ 問題51

脱退した組合員の持分の算定方法と払戻請求権の取得時期について説明せよ。

■ 解答例

脱退者の持分は、その脱退した事業年度末における組合財産を時価評価して算定される。一般には*、その額を出資総口数で除して脱退者の持分額を算定する。脱退者は脱退時に払戻請求権を取得するが、この権利は停止条件付の請求権で年度末まで行使できない。

* 解答例2行目に「一般には」と入れたのは、加算式（p. 13の表参照）の持分計算方法もあるからである。

1000000000

1000000000

1000000000

1000000000

1000000000

1000000000

1000000000

1000000000

1000000000

1000000000

1000000000

1000000000

1000000000

1000000000

1000000000

1000000000

1000000000

1000000000

1000000000

1000000000

1000000000

1000000000

1000000000

1000000000

1000000000

1000000000

1000000000

1000000000

1000000000

1000000000

1000000000

III

正誤問題

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes the need for transparency and accountability in financial reporting.

2. The second part of the document outlines the various methods and techniques used to collect and analyze data. It includes a detailed description of the experimental procedures and the statistical analysis performed.

3. The third part of the document presents the results of the study, including a comparison of the different methods and techniques used. It discusses the strengths and weaknesses of each method and provides a summary of the findings.

4. The final part of the document concludes the study and provides a summary of the key findings. It also discusses the implications of the results and suggests areas for further research.

III

正誤問題

出題の傾向

受験対策としては、正誤問題をたくさん解いて基本を身につけることが重要です。

4行記述問題を読んで基本をマスターしたら、正誤問題で知識に磨きをかけ、再度4行記述問題に戻って、実際に記述してみるとよいでしょう。4行記述を繰り返すのは、次の400字論文の基礎づくりの意味もあります（P.5本書の構成と出題科目の図参照）。

本書では、正誤問題の過去問を分野別に分類し、これを参考に練習問題を作成しました。この練習問題の「誤(×)」のものについて右ページに解説をしてあります。この分野別の練習問題と「誤(×)」の解説を見開きページに取めましたので、対比しながら勉強してください。

組合の基準及び原則の分野から正誤問題が出題されることは、これまであまりありませんでした。しかし、組合制度の基礎になる知識を身につけるには、チャレンジしやすい問題であることから、基準及び原則等の分野についても練習問題を作っています。それらの知識は、4行記述や論文問題で役に立つものと考えます。

正誤問題を解くカギは、役員選挙と役員選出の違いや、決算関係書類と決算関係書類等の違いなどにも気をつけることです。そうかといって、あまり深読みするとすべてが「誤(×)」に見えてきます。その辺のバランスが難しいところです。

たとえば、役員選挙と役員選出の違いでは、役員選挙といえば、無記名投票、指名推選制などの選挙制度で、組合員が行使するのは選挙権ということになり、役員選出といえば、役員選挙と役員選任をあわせたものになります。また、役員選任においては選挙権の行使ではなく議決権の行使になるという点にも注意しておきましょう。

また決算関係書類に「等」が付くか付かないかで意味が違ってきます。決算関係書類とは、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案（損失処理案）のことです。事業報告書と監査報告は含まないのです。もちろん、事業計画・収支予算も含みません。監査報告については、組合会計基準には監査報告書として掲載されていますが、「書」が付くか付かないかで違いはないと考えてよいでしょう。

監事に対して、監査のために提出する書類には事業報告書を含めなければいけませんし、組合員に対する通常総会の招集に際しては事業報告書と監査報告を提供しなければなりません。こうした違いを正誤問題で学んで、4行記述問題や400字論文の字数制限のある問題にチャレンジすることが重要です。

それでは、早速、練習問題に取り組んでいきましょう。

練習問題

1. 基準及び原則

No	問題文	○×
1	事業協同組合は、営利を目的とする事業体ではなく、相互扶助を目的とする事業体である。	
2	商店街振興組合は、買物環境の整備を通じた住民福祉の向上が目的である。	
3	相互扶助の組織では、弱い者は強い者に助けてもらう権利がある。	
4	相互扶助の組織は、相互に資本を出し合っして事業を実施し、その事業で得た利益を分配することを目的とするものではない。	
5	相互扶助を目的とする中小企業の組合には、いかなる場合も独占禁止法は適用が除外される。	
6	中小企業組合における相互扶助とは、単独では不足する経営資源を協同の組織により相互に補完することを基本理念とする助け合いのことである。	
7	組合は、理事も、組合員も、総会の議決権・選挙権は1人1票である。	
8	組合が共同施設建設のために借入をする際に、連帯保証した理事であっても総会の議決権・選挙権は1人1票である。	
9	組合員が、組合の資本を維持するために、脱退者の持分を引き受けた場合には、総会において2票の議決権が与えられる。	
10	組合の剰余金の配当は、出資に基づいて行わなければならない。	
11	企業組合の剰余金の配当は、組合が自由に決めることができる。	
12	事業協同組合の利用分量配当は、事業を利用した量に応じた配当である。	
13	事業協同組合の共同事業は、組合員の事業と無関係のものでもよい。	
14	事業協同組合は、直接奉仕の原則があるので、新分野進出のための研究開発や販路開拓の事業を行うことはできない。	
15	直接奉仕の原則とは、営利事業で得た利益を組合員に直接配当する奉仕活動に関する原則のことである。	
16	組合が業界発展のために国会に建議・陳情活動を行うのは許される。	
17	組合は、組合の名において特定の公職選挙の候補者を推薦できる。	

解答と解説

「誤(×)」は、2、3、5、9、10、11、13、14、15、17 他は「正(○)」である。

No	解 説
2	商店街振興組合は、来街者のための環境整備事業は行えるが、住民福祉が目的ではなく、事業協同組合と同じく組合員の相互扶助を目的とする組織である。
3	中小企業組合の相互扶助とは、弱い者が助けをもらうということが中心になるものではない。あくまでも、経営資源の補完のための共同事業を行い、協調してともに企業の成長・発展を図るとするのが基本的考え方である。
5	基本的に、小規模な事業者による相互扶助を目的とする組合には、独占禁止法は適用されない。しかし、不公正な取引方法を用いる場合、不当に価格を引き上げることとなる場合は、適用される可能性がある。
9	議決権・選挙権はいかなる場合にも、1組合員1票である(協業組合を除く)。この権利を組合員から剥脱することもできないし、多く与えることも許されない。
10	剰余金を、出資に基づき配当する場合は、法律の制限がある。組合では剰余金は事業を利用した組合員から手数料を取り過ぎたために生じたものと考えられ、主に、事業を利用した分量に応じて配当するのが原則である。
11	企業組合においては、出資に対する配当を2割以内で実施し、なお、剰余がある場合には、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて配当する定めになっている。
13	事業協同組合等では、組合の原則として「直接奉仕の原則」が規定されている。組合は、組合員の事業に直接奉仕する共同事業を行うのであって、組合が営利事業で利益を上げ、組合員に分配することで奉仕するものではない。
14	事業協同組合は、組合員の分野進出を支援する事業を行うことができる。組合員の進出する事業分野に関する制約はないので、新分野進出のための研究開発や販路開拓の事業を組合で行うことができる。
15	直接奉仕とは、単なる利益配当を目的としたものであってはならない。組合員の事業を直接支援することを直接奉仕といっている。
17	組合は、特定の政党のために利用してはならない、と定められている。いわゆる政治的中立の原則の規定である。したがって、組合の名において特定の公職選挙の候補者を推薦したり、総会等において特定の候補者の推薦や特定政党の支持を議決することなどは許されない。なお、組合や業界のために国会へ建議等の活動をする事までもが禁じられているわけではない。

2. 総会・役員選出

No	問 題 文	○×
1	招集の手続を経ずに、たまたま全組合員が集まったときに決めた事柄を、総会の議決として認めることは許されない。	
2	総会の可決要件である「出席者の議決権の過半数」は定款で定めれば、引き上げることができる。	
3	総会の議決に対して、特別利害関係のある組合員は議決権を行使できない。	
4	総会の議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事が署名又は記名押印することが法に定められている。	
5	総会において、議長は議決に加わる権利を有しないが、採決の結果が可否同数のときは、議長の決するところによる。	
6	総会の招集は、10日（定款で短縮可）前までに組合員に通知を発すればよい。	
7	総会の招集通知には、会議の目的である事項（議案）を記載しなくてもよい。	
8	総会における代理人は、5人以上の組合員を代理することができない。	
9	総会での書面による議決権の行使は、事前通知事項しか認められないが、代理人の場合は事前通知事項以外の議案も議決権行使が認められる。	
10	総代制は、組合員数200人超の組合（企業組合を除く）に認められている。	
11	総代会では、組合の合併・解散については議決することができない。	
12	通常総会の招集にあたっては、議案等を示す他、理事会の承認を受けた決算関係書類等を組合員に提供しなければならない。	
13	通常総会に提出する決算関係書類等は、監事の監査報告を受けた上で理事会の承認が必要である。	
14	組合は、総会において直接、代表理事を選出することができる。	
15	役員選挙は、総会において行わなければならない。	
16	役員選挙を指名推選制で行う場合は、総会出席者全員の同意でこの方法を採用し、被指名人について過半数の同意を得なければならない。	
17	選挙に代わる選任制による役員選出の場合、組合員が行使するのは選挙権ではなく議決権になる。	

解答と解説

「誤(×)」は、1、2、3、4、6、7、9、14、16 他は「正(○)」である。

No	解 説
1	総会は、一定の招集手続に従って開催しなければならないが、全組合員の同意があるときは、この手続を経ることなく開催することができる。たまたま全員が集まった場合、全員の同意によりこれを総会とし、そこで決めたことを総会決議とすることが認められている。
2	理事会については、定足数・可決要件を定款・規約で引き上げることができるが、総会についてはこうした定款自治は認められていない。
3	理事会での特別利害関係人は、議決に加わる権利を有しないが、総会では特別利害関係人にも議決権が与えられる。したがって、除名対象の組合員なども議決に参加することができる。
4	総会の議事録への署名義務の規定は組合関係法にはない。したがって、「議長及び出席理事が署名又は記名押印しなければならない」の部分は間違いである。
6	総会の招集は原則として「10日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない」と規定されている。この10日前の解釈としては、「発出」ではなく「到達」とされており「通常到達すべきであった時に到達」したとみなされる。したがって、「発すればよい」の部分が間違っている。
7	総会の招集通知には、会議の目的である事項（議案）を示す必要がある。
9	代理人も書面と同じように「あらかじめ通知のあった事項」のみに議決権の行使は限定されている。事前通知のない議案においては、書面・代理人による議決権の行使はできないし、総会の出席者からも除外される。
14	代表理事は、理事会で選定することになっていて、総会で選ぶことは許されない。理事には、理事個人としての責任と合わせて理事会のメンバーとして、代表理事の業務執行を監視する責任もある。この監視的役割を果たした結果の対応として、理事会には代表理事の解任権が与えられている。理事会で解任できるということは、選定も理事会でなければならないということである。
16	総会における指名推選制の選挙は、この方法を採用することについて出席者全員の同意を得ること、役員候補として指名された人たちについて出席者全員の同意を得ること、この2つが要件になっている。したがって、「被指名人については過半数の同意」でよいとしたところが間違いである。

3. 理事会・役員

No	問 題 文	○×
1	理事会の招集は、代表理事が行う。	
2	理事全員の同意があるときは、理事会の招集手続を省略することができる。	
3	理事会の議事は、原則として理事の過半数が出席し、その過半数で決する。	
4	理事会の特別議決事項は、議決に加わることができる理事の3分の2以上をもって行うことが必要である。	
5	理事会の議事録には、賛成・反対した理事の氏名まで記載する必要はない。	
6	理事会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載するとともに、出席した理事全員が署名等をしなければならない。	
7	理事会の議長は、議決権を行使することができない。	
8	理事会に、理事本人が出席できない場合、代理人による出席が認められる。	
9	理事会の決議に特別の利害関係を有する理事は、その議決に参加することはできないが、意見陳述の機会は与えられる。	
10	員外役員は、理事、監事ともに定数の3分の1まで認められている。	
11	監事の任期は、原則として4年以内で定款に定める期間である。	
12	組合事務局職員は、総会で選出されれば自らが勤務する組合の監事を兼任することができる。	
13	利益相反取引を行おうとする組合の理事は、理事会の定足数には入るものの、議決権は停止される。	
14	法人組合員の場合、組合の役員になるのは法人そのものである。	
15	役員の数3分の1を超える者が欠けたときは、3か月以内に補充しなければならない。	
16	組合と理事の会社とが契約する場合は、自己契約の適用はない。	
17	役員には、善管注意義務と忠実義務が課されている。	
18	理事は、任務を怠って組合に損害を与えた場合、損害賠償責任を負う。	

解答と解説

「誤(×)」は、1、4、5、7、8、9、10、12、13、14、16、17 他は「正(○)」である。

No	解 説
1	一般に、理事会の招集権者は代表理事になっていることが多いが、それは定款でそのように定めているからである。法律は、基本的に理事全員に招集権があるとし、定款、理事会で招集権者を定めることができるとしている。
4	理事会には特別議決事項はない。理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う、ことになっている。 (定足数も可決要件も、過半数を上回る割合を定款で定めることができる)
5	「役員組合に対する損害賠償責任」の規定に「議事録に異議をとどめない者は賛成したものと推定する」と責任の所在を明確にすることが義務付けられている。理事会議事録には賛成した理事の氏名、反対した理事の氏名を明記すべきである。
7	理事会では、総会と違って議長も議決権を行使できる。議決権があるので、総会で認められる可否同数のときの決定権はない。
8	理事会は、代理人による出席は認められない。書面出席は認められている。
9	特別利害関係人は、議決に加わることができないし、意見陳述の機会もない。
10	員外役員の数制限は、理事のみに適用され、監事については制限がない。
12	監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない、とされている。なぜならば監事は、理事・使用人が行った職務を監査する地位にあるからである。監事が理事・使用人と兼務すると、自分で自分の職務を監査することになり、矛盾する行為であるし、業務の適正を阻害するおそれもあるので、兼職は禁止されている。
13	利益相反取引をしようとする理事は、理事会の承認を得る必要がある。この理事会では特別利害関係人になり、議決権はなく定足数のカウントからも除外される。
14	組合の理事には、法人はなれないと法律に明記されている。旧商法が法人の取締役就任について明文規定を持たなかったため学説上の争いがあったが、会社法においては、法人は役員欠格者とされ、組合関係法も同様の規定を入れている。
16	自己契約は、「組合」と「理事又は第三者」が契約する場合の規定であり、この第三者には理事の会社が含まれるので、自己契約の規定が適用される。
17	理事には、善管注意義務と忠実義務が課されているが、監事には善管注意義務のみが課されていて、忠実義務はない。監事は業務執行をしないからである。

4. 加入・脱退、出資・持分

No	問 題 文	○×
1	新たに組合に加入の申出があった場合は、総会で承認しなければならない。	
2	加入申込があった場合、組合がそれを承諾するかしないかは、組合の自由な判断による。	
3	組合は、加入申込者に対しては、その時の財政状況により、出資金の割り当てを増減することができる。	
4	組合への加入は、原始加入と持分承継加入の2つに分けられ、持分承継加入は相続加入と持分譲受加入の2つに分かれる。	
5	脱退は、組合員の意思による自由脱退と、組合員資格の喪失等、組合員の意思に関係しない法定脱退に分けられる。	
6	自由脱退は、一般に90日前までに予告して事業年度末に脱退が成立する。	
7	自由脱退の予告をした組合員は、脱退の成立は事業年度末になるが、賦課金の支払義務は、脱退予告をした時点でなくなる。	
8	法定脱退した組合員の脱退時点は、脱退事実の発生の事業年度末である。	
9	自由脱退を申し出た組合員は、その時点から組合事業を利用できなくなる。	
10	脱退した組合員は、その持分の全額の払戻請求権を取得する。	
11	脱退した組合員の持分払戻請求権は、脱退の時から2年間行わないときは、時効によって消滅する。	
12	事業協同組合の1組合員の出資口数は、出資総口数の100分の20を超えてはならない。	
13	脱退した組合員の持分は、脱退した事業年度末の組合財産によって決まる。	
14	組合は、脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、持分の払戻を停止することができる。	
15	組合員は、組合の資本充実の観点から、組合を脱退するとき以外、いかなる場合も出資口数の減少を請求することができない。	
16	組合員は、組合の承諾なく、その持分を他人に譲渡することができない。	

解答と解説

「誤(×)」は、1、2、3、7、8、9、10、12、15 他は「正(○)」である。

No	解 説
1	新規加入者は、組合の承諾を得る必要がある。その承諾は、業務執行の範囲と考えられ、理事会の決議でよいとされている。したがって、総会の承認は必要ない。 (協業組合では、加入は総会の特別議決事項である)
2	新規加入者の承諾は、組合が自由に行えるわけではない。拒否する場合には「正当な理由」が必要になる。正当な理由としては、組合の共同施設の稼働状況がいっばいで、新規加入者を許さない状況にある場合などが考えられる。
3	組合は、新規の加入者に対して現在の組合員が加入したときよりも困難な条件を付すことは許されない。したがって、出資金の割り当てをその時の財政状態により増減することはできない。
7	自由脱退は、90日前に予告（定款で1年まで延長可能）をして、年度末に脱退が成立する。したがって、基本的に年度末までは組合員として賦課金を支払う義務がある。
8	法定脱退は、その事実が発生した時点で脱退が成立し、組合員としての地位はなくなる。自由脱退のように年度末脱退ということはない。なお、持分の払戻については、持分が年度末の組合財産によって算定されるので、その後になる。
9	自由脱退は、脱退の成立は年度末になるので、それまでの間は原則として組合の事業を利用する権利を有する。
10	脱退した組合員は、持分の払戻請求権を取得するが、法文に「持分の全部又は一部の払戻を請求することができる」とあるので、定款で一部払戻の規定を置くことができる。したがって、持分の全額ではなく、出資額を限度とするなど持分の一部の払戻請求権になることもある。
12	一般の組合にあっては、1組合員の出資は100分の25までに制限されていて20%ではない。最高持ち口数の特別なケースとして、組合員の脱退・合併などの場合、総会の特別議決で最高持ち口数の限度を35%まで引き上げることが認められている。また、組合員数が3人以下の組合では、この規定そのものが適用されない。
15	組合員は、次の場合、定款の定めるところにより事業年度の終わりにおいて、出資口数を減少することができる。①事業を休止したとき②事業の一部を廃止したとき③その他やむを得ない事由があるとき③の「やむを得ない事由」については、理事会で判断することになる。

5. 定款、規約

No	問 題 文	○×
1	組合の「定款」も「規約」もその制定・改廃は、総会の特別議決事項である。	
2	「経費の分担に関する規定」と「使用料及び手数料に関する規定」は定款の絶対的 必要記載事項である。	
3	「持分の払戻に関する規定」は定款に記載しなくてもよい。	
4	総会の特別議決で定款を変更した場合、変更事項によっては所管行政庁の認可を経 ずに、可決時点でその効力を発する。	
5	書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使を認めない、とする定款規定も可能 である。	
6	組合の「事業」の内容は、定款の絶対的 必要記載事項である。	
7	中小企業組合関係法には「規約」に定めることができる事項として、①総会又は総 代会に関する規定、②業務の執行及び会計に関する規定、③役員に関する規定、④ 組合員に関する規定、⑤その他必要な規定 以上5項目が明記されている。	
8	組合の定款・規約は、内部の規則であるから、組合員以外の者に見せる必要はない。	
9	組合は、業務の執行及び会計に関する事項のうち、事務執行上の必要な内規につい ては、「規程」を制定し、その制定・改廃を理事会の権限に属させることができる。	
10	「規程」は理事会で決定でき、「規約」は総会決議を要する。したがって、機敏に 制定・改廃が必要なものを規程にし、長期安定的に使うルールを規約にするのがよい。	
11	組合の「規約」は軽微な変更も含めすべて総会の議決事項である。	
12	組合の監事には、原則として業務監査権が付与されている。ただし、組合員数が 1,000人以下の組合にあつては、定款で監査権限を会計監査に限定することができる。	
13	組合の「地区」は定款の絶対的 必要記載事項で、主たる事務所の所在地を市区町村 単位で規定しなければならない。	

解答と解説

「誤(×)」は、1、2、3、4、5、8、10、11、13 他は「正(○)」である。

No	解 説
1	定款の制定・改廃は、総会の特別議決事項だが、規約は普通議決でよい。定款は組合が活動するに際し、組員相互の関係、組合と組員との関係等を律し、組合に法人格を与える基本になるものであるから、総会の特別議決事項にしている。
2	「使用料及び手数料に関する規定」は、徴取する場合には定款に規定しなければならないが、絶対的必要記載事項ではない。「経費の分担に関する規定」については絶対的必要記載事項なので、徴取する・しない、にかかわらず定款に規定しなければならない。(企業組合等一部の組合には経費の賦課が認められていない)
3	「持分の払戻に関する規定」は、中協法第33条に規定された定款の絶対的必要記載事項ではないが、「持分の払戻」は組員に与えられた絶対権であることが中協法第20条に定められており、定款に記載しなければならないものである。
4	定款は、制定・改廃のすべてが総会の特別議決事項で、行政庁の認可を要する。
5	法文には「組員は、定款の定めるところにより……書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行うことができる」とあるが、書面・代理人による議決権行使は、法律が組員に絶対権として与えたものと解されている。したがって、定款に定めることができるのは、権利行使の手段に関するだけで、書面・代理人による権利行使そのものを否定した定款規定は法令違反になると考えられる。
8	組合の定款・規約は、組員だけでなく組合の債権者にも閲覧・謄写請求権がある。組合は、この請求があれば「正当な理由なく拒むことはできない」とされているので、組員以外の債権者にも見せなければならないケースがある。
10	「規約」とは、組合と組員の間を規律する自治規範であり、組合の組織活動の基本的事項を定めた定款と同様に組員を拘束するものである。したがって、総会で決める必要がある。「規程」は事務上の内規なので理事会で決めることができる。以上のように規約と規程は機敏な対応の要・不要で使い分けるものではない。
11	規約の軽微な変更については、定款で総会の議決を要しないと定めることができる。その場合には、変更内容の組員に対する通知等についても規定しなければならない。「軽微な変更」とは、内容について実質的な変更を伴わないものである。
13	組員としての資格を有する者は、組合の「地区」内で事業を行う者である。「地区」は組員の資格を規定する定款の絶対的必要記載事項である。したがって、「地区」は、組合の事務所の所在地を定めるものではない。

6. 組合員、登記、届出

No	問 題 文	○×
1	組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。	
2	組合員名簿は、組合員又は組合の債権者からの閲覧請求があれば、正当な理由なくこれを拒むことができない。	
3	事業協同組合は、原則として組合員以外の者の事業利用を組合員の総利用分量の25%までに制限している。	
4	組合は、定款の定めにより組合員に経費を賦課することができる。	
5	組合員が組合に支払う「賦課金」及び「使用料・手数料」は、組合員が組合に対して有する債権との相殺が可能である。	
6	組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て、組合に対して会計帳簿等の閲覧・謄写請求ができる。	
7	組合員が、理事会を招集することはできない。	
8	組合の成立の時期は、主たる事務所の所在地において設立の登記をした日である。	
9	組合の出資総口数及び払込済出資総額の変更の登記は、期中に移動があっても年度末現在の状況を年度末から4週間以内に一度に行えば足りる。	
10	代表理事が住所を変更したときは、組合の主たる事務所の所在地において2週間以内に変更の登記をしなければならない。	
11	任期満了で同一人が代表理事に再選された場合は、変更登記は不要である。	
12	理事及び監事の変更登記は、変更後2週間以内にしなければならない。	
13	組合は、毎事業年度、通常総会終了の日から2週間以内に、行政庁に対して事業報告書、決算関係書類、事業計画を提出しなければならない。	
14	行政庁に対する役員変更の届出は、代表理事の変更の場合のみである。	
15	組合役員の住所の変更は、行政庁に届け出る必要がある。	
16	事業協同組合は組合員の規模が中小企業の範囲を超えた場合は、その旨を認可行政庁に届け出なければならない。	

解答と解説

「誤(×)」は、3、5、6、7、11、12、13、14、16 他は「正(○)」である。

No	解 説
3	直接奉仕の原則があるから、組合の共同事業の利用者は、本来、組合員に限るべきである。しかし、共同施設が遊休状態にあるのはもったいないので、次の2つの条件で組合員以外の者の利用を認めている。①組合員の利用に支障がないこと、②員外者の利用量を当該事業年度における組合員の総利用分量の20%以内に制限すること。したがって、「25%まで」は数字の間違いである。
5	組合員の方からの相殺が可能なのは、使用料・手数料で、賦課金については相殺が禁止されている。経費は組合事業遂行上の財源として必要なもので、相殺を認めると事業が実施できなくなるおそれがあるからである。
6	会計帳簿の閲覧・謄写請求は、総組合員の100分の3（定款で下回る割合を設定することは可能）以上の同意を得て組合員が行使できる権利である。
7	組合員は、次の場合には理事会の招集を請求することができる。「理事が組合の目的の範囲外の行為、その他法令・定款違反の行為をし、又は、これらの行為をするおそれがあると認めるとき」また、請求した組合員は、この理事会に出席して意見を述べることができる。（監事の監査権限を会計監査に限定している組合の規定である。監事に業務監査権を付与している組合では、監事にこの権限が与えられている）
11	役員任期満了による選挙で、代表理事に同じ人が再選された場合でも、代表理事の変更登記を行わなければならない。
12	中小企業組合は、登記するのは代表理事だけなので、代表権のない理事及び監事については登記の必要はない。
13	行政庁への決算関係書類等の提出については、通常総会の終了後2週間以内に事業報告書と決算関係書類を提出することが義務づけられている。したがって、問題文の「事業計画」の提出も法律の義務であるとの記述は誤りである。
14	「組合は、役員の名又は住所に変更があったときは、その変更の日から2週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない」と法文にあるから、理事・監事の名・住所の変更は、代表理事に限らず行政庁への届出が必要である。
16	組合員が中小企業の範囲を超えた場合に届け出る先は、認可行政庁ではなく、公正取引委員会である。大企業が加入する場合も同様で、いずれも事実発生から30日以内に届け出る必要がある。

7. 電磁的方法、その他

No	問 題 文	○×
1	総会の招集通知は、定款に電磁的方法により行うことができる旨を定めれば、希望者に対して、電子メール等による発出が認められる。	
2	理事会の招集手続についても、電磁的方法によって行うことが可能であることが中小企業庁の解釈により明確にされている。	
3	電磁的方法（電子メール等）による議決権の行使は、定款に定めることにより、総会の議決のみならず、理事会の議決においても認められている。	
4	総会における選挙権の行使は、電磁的方法によることが認められている。	
5	総会の出席を代理人をもって行う場合の代理権を電磁的方法により証明することはできない。	
6	組合は、組合員名簿を電磁的方法により作成した場合、組合員等の閲覧・謄写請求に対しては、電子ファイル等のデータを提供すればよい。	
7	組合は、公告の方法として、定款で「電子公告」とすることができるが、その方法は、組合のホームページに掲載するだけでよい。	
8	組合は、総会議事録を電磁的記録をもって作成することができるが、理事会議事録は、署名等が必要なので電磁的記録は認められていない。	
9	企業組合の総組合員（特定組合員*を除く）の3分の2以上は、企業組合の行う事業に従事しなければならない。	
10	企業組合の事業に従事する者の2分の1以上は組合員でなければならない。	
11	事業協同組合、企業組合及び協業組合は、株式会社に組織変更することができる。	
12	組合は定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を準備金として積み立てなければならない。	
13	行政庁は、いかなる理由があっても組合を解散させることができない。	
14	商工組合、商店街振興組合においては、共済金額10万円超の共済事業は実施できない。	

*企業組合の法人等の組合員を特定組合員という。

解答と解説

「誤(×)」は、4、5、6、7、8、9、10、12、13 他は「正(○)」である。

No	解 説
4	総会の書面議決を、電磁的方法によって行うことは可能だが、選挙権は電磁的方法では行使できない。その理由は、役員選挙は無記名投票によって行う、とされており電磁的方法による場合は送信者が特定されてしまうからである。
5	代理人による議決権の行使の場合、委任状を組合へ提出するのに代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。具体的には電子署名などを付した委任状を組合宛にメール送信するなどの方法になる。
6	組合員名簿は、電磁的記録でよいが、閲覧・謄写請求に対して、組合は電子データではなく、紙面又は映像面に表示したもので応じなければならない。
7	組合の電子公告は、公告すべき内容を組合のインターネットホームページに掲載してする方法である。電子公告を公告方法とする場合には定款にその旨を定め、公告ホームページのアドレスを登記し、公告期間中、公告ホームページに掲載されているかどうかについての調査機関の調査を受ける必要がある。したがって、ホームページに掲載しただけでは不十分である。
8	理事会議事録も、電磁的記録でよい。署名等については、電子署名をすることになる。
9	企業組合の従事割合の問題である。従事割合は2分の1以上でよい。組合員＝出資者のうち半分以上が、組合の事業に従事しなければならない。出資者が仕事に従事するところから、企業組合は「資本と労働の結合体」といわれている。
10	企業組合の組合員割合に関する問題である。組合の事業に従事する者のうち、3分の1以上は組合員でなければならないので、2分の1は誤りである。
12	利益準備金に関する問題である。毎事業年度の剰余金の10分の1以上を積み立てることになっており、20分の1は誤りである。20分の1以上とされているのは、教育情報費用繰越金である。
13	行政庁は、組合に対して解散命令を発動できる。解散命令の前段階に業務改善命令がある。組合の運営が著しく不当であったり、会計が法令・定款等に違反するものであった場合に業務改善命令を発することができる。解散命令は、この業務改善命令に従わなかった場合、又は、設立後1年以内に理由もなく事業を開始しなかった場合の処分である。

1. [Faint header text]

2. [Faint text block]

3. [Faint text block]

4. [Faint text block]

5. [Faint text block]

6. [Faint text block]

7. [Faint text block]

8. [Faint text block]

9. [Faint text block]

10. [Faint text block]

IV

400字論文



IV

400字論文

■ 論文作成のポイント

小論文を出題する狙いは、組合士として、中小企業組合に関する最も基本的な考え方を一般の人にも説明する能力を涵養することにあります。そのため、過去の出題も、組合制度の役割や意義について、この制度の根幹にある考え方や今日における意義、株式会社という法人組織との違いと株式会社への組織変更、中小企業組合の新しい流れなど、中小企業組合の基本的な考え方が繰り返し出題されています。小論文に対処するためには、まず、小論文を出題する意図を知っておくことが大切です。小論文は、組合制度に関する細かい事項や知識を問うものではありません。

小論文の解答にあたっては、まず、与えられた問題の内容を十分に理解することから始めます。問題は2題の中から1題を選択して解答する形式の場合が多いので、問題の内容を考え、解答しやすい方の問題を選びます。

組合制度の基本に関わる問題で、法的な根拠が与えられていることについては、正確な知識が求められますが、近年の組合制度の新しい潮流に関連する問題では、むしろ、経済の流れの中で中小企業が持つ役割を的確にまとめることが大切です。

小論文は、論述式の解答が求められている問題ですから、重要な項目を列挙するのではなく、論旨の通った文章で解答することが求められます。論旨に矛盾がある解答は、論文とはいえません。

小論文は字数が制限されていますから、与えられた字数の中で要領よく解答をまとめる必要があります。そのため、2問の中から選ぶ問題を決めたら、書かなければならない必要なキーワードを念頭に置いて、論旨を考え、取り上げる内容、その説明とまとめとなる部分を考えてから書くといいでしょう。

ときどき重要なキーワードを書き並べただけの答案が見られます。これは、メモ書きといった方がよく、「小論文」とはいえません。小論文は、中小企業組合の基本的な事項をまとめてみる機会を与えていますので、この「400字論文」の章を参考にして、一度、400字の小論文にまとめてみるとよいでしょう。

最後に、小論文を書くときは、上手な字である必要はありませんが、読みやすい字を書くように努めてください。これは、組合士の試験に限ることではなく、ペーパー・テストを受けるときのマナーであると思ってください。

出題の傾向

第1問の論文は、2つの設問の中から1つを選んで解答します。

これまでに出题された問題の主なものを以下に掲載します。

分野	問題文
連携組織化の 意義・役割 連携組織の役割 組織化の意義 組合制度の役割	今日の時代において、中小企業連携組織（ここでは組合組織に限らず、共同出資会社、任意グループ等中小企業者が連携して結成する組織を指す）の果たす役割について述べなさい。
	中小企業の組織化の今日的意義について述べなさい。
	今日の時代において、中小企業組合制度が持つ積極的な役割について述べなさい。
組合制度の歴史	中小企業組合制度の流れを振り返ると、同業組合的なものと協同組合的なものの2つの流れがある。その2つの流れについて述べなさい。
組合と会社の違い	協同組合制度と株式会社制度の相違について述べなさい。
会社への組織変更	組合から会社への組織変更が認められた背景について述べなさい。
基準・原則 基準・原則全般 相互扶助 加入・脱退の自由	中小企業等協同組合法に定められている組合の「基準及び原則」について述べなさい。
	「相互扶助の精神」について述べなさい。
	中小企業等協同組合法における「加入・脱退の自由」について述べなさい。

主に上表の問題が繰り返し出題されています。そこで、次の6つの問題を作成しました。この6テーマについて説得力のある論文が書けるようになれば、小論文については合格ラインの答案が書けるはずです。

1. 中小企業連携組織の今日的意義について述べなさい。
2. 中小企業の組合制度の流れを振り返ると、同業組合的なものと協同組合的なものの2つの流れがある。その2つの流れについて述べなさい。
3. 協同組合制度と会社制度の相違について協同組合誕生の背景とともに述べなさい。
4. 中小企業等協同組合法の「基準及び原則」について述べなさい。
5. 相互扶助の精神と相互扶助目的について述べなさい。
6. 加入・脱退自由の原則について加入及び脱退の類型とともに述べなさい。

次ページ以降に上記6テーマごとに解説と解答例を示します。

1. 中小企業の連携組織の今日的意義

「今日的意義（役割）」がキーワードです。スケールメリットの追求や規模の適正化も含め今日的意義を「経営資源の相互補完」として述べればよいでしょう。

■ 問題

中小企業連携組織の今日的意義について述べなさい。

■ 解答例

中小企業が創造性、機動性を発揮して新たな事業活動を展開していくためには、人・モノ・金・情報等の経営資源の充実強化が課題になる。しかし、これらの経営資源のすべてを、その質・量を満たしたうえで、企業の内部に保有することは難しい。

そこで、個々の企業が優位な経営資源を持寄り、強い競争力を獲得することが求められている。中小企業の連携組織の今日的意義は経営資源の相互補完にあるといえる。その中心的な役割を担うのは、相互扶助の精神に基づく中小企業組合制度であるが、最近では、組合制度によらない組織化も進んでいる。

法人格を持たない異業種の任意グループ、企業間ネットワーク、大企業との連携、産学官連携等により緩やかに連携を始め、発展段階に応じて、事業協同組合、共同出資会社、合同会社（LLC）、有限責任事業組合（LLP）等、最適な事業体を設立することも選択肢として可能になっている。

2. 組合制度の2つの流れ

組合制度の歴史的な問題について問われるケースは、「同業組合」と「協同組合」の2つの流れに関するものが何度か出題されています。中小企業の組合は、業界の地位の向上を目指したものと、同志的結合による共同事業で組合員の経済的地位の向上を目指したものの2つの流れがあります。

■ 問題

中小企業の組合制度の流れを振り返ると、同業組合的なものと協同組合的なものの2つの流れがある。その2つの流れについて述べなさい。

■ 解答例

中小企業の組合制度は、歴史的にみると、業界の秩序維持を目的とする同業組合的なものと、事業者の相互協力によって個別企業の改善を図ることを目的とする協同組合的なものの2つに分けられる。現在、我が国には前者は商工組合（団体法）として、後者は事業協同組合（中協法）として存在する。

商工組合は、同業者による業界秩序維持・指導教育、調査研究事業等全体のマクロ的改善発展を主目的とし、組合員資格を中小規模のみに限定せず広域・非営利・絶対多数加入を特

徴とする業種別の代表団体である。商工組合においても、民主的な組織運営のために協同組合の基準・原則をおおむね取り入れている。

事業協同組合は、経済的に不利な立場にある中小企業者が相互扶助精神に基づき自由かつ民主制を原則に組織した事業体である。出資制の下に共同経済事業や教育事業を行いミクロ的に組合員の経済的地位の向上に直接奉仕することを目的とした同志的組織である。

3. 協同組合制度と株式会社制度の相違

協同組合が株式会社と相違するところは、自助の組織という点にあります。この点から発生する具体的な違いとして、直接奉仕、議決権・選挙権1人1票、出資制限、利用分量配当、加入脱退の自由などについて触れておけばよいでしょう。

■ 問題

協同組合制度と会社制度の相違について協同組合誕生の背景とともに述べなさい。

■ 解答例

協同組合は、資本主義経済の歪みを是正するために生まれた制度である。自由主義の市場経済は、会社制度を中心に生産力を向上させ人々に豊かな生活をもたらしたが、過当競争や格差などの歪みも生んでいる。

協同組合は、この歪みを是正するために産業革命当時の英国に誕生した。組合員自らが協同で事業を行う自助の人的組織をつくり、競争市場の中で公正な経済活動を確保することを目指したのである。

会社は経営者が営利を目的に経営し、株主は高配当・高株価を期待する。経営の目的は利益である。中小企業組合においても利益は重要だが、それは目的ではない。組合の目的は相互扶助で、組合員が期待するのは、企業経営の合理化である。こうした違いから、加入脱退自由、議決権の1人1票制、利用分量配当、直接奉仕、員外利用制限、1人当たり出資口数制限など、会社と異なる運営規定が適用されている。

4. 中小企業等協同組合法の「基準及び原則」

基準及び原則について書くとすれば、ロッチデール組合(1844年)について触れざるを得ません。協同組合の考え方は、ロバート・オーウェン(1771~1858年)によって生み出されたものです。当時の英国は、資本主義の繁栄の下にありましたが、その中で協同組合原則を確立したのが、ロッチデール組合なのです。今日の生活協同組合のような組合で、組合員によい物を安く提供することを目的にした組合でした。

■ 問題

中小企業等協同組合法の「基準及び原則」について述べなさい。

■ 解答例

戦後の中小企業の組織化は、経済民主化の徹底と独占禁止法の適用除外の要件とを備える中小企業等協同組合法を主軸として展開された。同法には、4つの基準と2つの原則が掲げられている。

基準は、設立認可及び独占禁止法適用除外の要件として、次の4点が定められている。①相互扶助目的 ②組合員の加入・脱退は任意 ③議決権及び選挙権は出資口数にかかわらず平等 ④剰余金は主に事業の利用分量に応じ、出資額による場合は限度を定める

原則は、組合運営の指針で次の2点が定められている。①組合員の事業に直接奉仕を目的とし、特定組合員の利益を目的としない ②組合を特定の政党のために利用しない

協同組合の基準及び原則は、1844年にロッチデール組合が定めて以来、世界の協同組合の指導理念として今日まで受け継がれてきた。時代の変遷の中で合理的・弾力的に運用されているが根本理念は受け継がれている。

5. 相互扶助

相互扶助の精神は、「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉で言い表すことができます。後半の部分だけを読むと、万人が自分のために尽くすように感じますが、先ず、自分から万人に働きかけるのが相互扶助の基本精神ではないでしょうか。中協法には「相互扶助の精神」と「相互扶助目的」の2つの言葉が出てきます。

■ 問題

相互扶助の精神と相互扶助目的について述べなさい。

■ 解答例

中小企業等協同組合法は、第1条で「相互扶助の精神」を掲げ、第5条で「相互扶助目的」を定めている。

相互扶助の精神とは「一人は万人のために、万人は一人のために」の言葉に象徴される組合普遍の根本精神である。

相互扶助目的とは、組合が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行い、組合員がこの事業を利用することで達成される経営資源の相互補完を目的にするということである。

組合員は配当を目的に組合に出資しているのではなく、単独では不足する経営資源を組織の力で相互に補完することを目的に出資している。「組合員のための、組合員による、組合員の組合」という本質を支えるのが相互扶助の精神であり、相互扶助目的である。

中小企業は、小規模なるが故の弱みを持つが、同時にそれは機動性・創造性という強みにもつながっている。弱みを補完し強みを活かす理念が「相互扶助」ということになる。

6. 加入・脱退

「加入・脱退の自由」は、現実の組合運営で適応が難しい原則です。加入する者に対しては、組合は正当な理由なく拒めず、脱退する者には持分を払い戻す制度になっています。「来る者は拒まず、去る者は追わず」の精神で門戸を開放するのが相互扶助の組織の原則的なあり方ということです。

■ 問題

加入・脱退自由の原則について加入及び脱退の類型とともに述べなさい。

■ 解答例

組合は、加入及び脱退は任意でなければならないというのが「加入・脱退自由の原則」である。ただし、まったく自由ということではなく、一定の制限のもとでの自由である。

組合への加入は、原始加入と持分承継加入に分かれ、持分承継加入は相続加入と譲受加入に分かれる。いずれの場合も、加入者が組合員資格を有し、組合の承諾を得て、定款に定められた出資をすることにより組合員たる地位が与えられる。組合は加入の承諾をするに際し、正当な理由がないのにこれを拒み、また、現在の組合員が加入の際に付された条件よりも困難な条件を付してはならない。

脱退には、自由脱退と法定脱退がある。自由脱退の場合は、組合員は原則として90日前までに予告し、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。法定脱退は、組合員資格の喪失や死亡・解散、除名等によるが、その時点で脱退となる。どの場合も、持分の全部又は一部の払戻を請求することができる。

V

語群選択問題

GENERAL INFORMATION

NAME: [REDACTED] ADDRESS: [REDACTED]

DATE: [REDACTED] TIME: [REDACTED]

REMARKS: [REDACTED]

SIGNATURE: [REDACTED]

OFFICIAL: [REDACTED]

STATION: [REDACTED]

DATE: [REDACTED]

TIME: [REDACTED]

REMARKS: [REDACTED]

19 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

V

語群選択問題

語群選択問題は、中小企業基本法からの出題が中心ですが、過去には、中小企業基本法以外にも独占禁止法、中協法などの法律、中小企業白書、中小企業施策関係から出題されています。最近では、中小企業基本法からの出題が多くなっているため、ここでは中小企業基本法に的を絞って解説します。

出題形式は、10箇所の空欄を20の語群の中から埋めるという形で出題されています。語群が空欄の数と同じならば、消去法が使えるのでそれほど難しくはありません。しかし、紛らわしい言葉が語群の中にちりばめられていて語群の数が空欄より多くなっており、迷うように作問されています。

■ 「中小企業基本法」概説

問題を見ていく前に、中小企業基本法について簡単に説明しておきます。中小企業基本法は平成11年度に大規模な改正が行われました。それまでの大企業との格差の是正を理念とした弱者救済型の法律から、機動性・創造性を生かした日本経済の活力の源泉としての中小企業を支援するための基本法へと改正されたのです。

1. 基本理念（第3条）

- (1)平成11年までの旧中小企業基本法は、経済の二重構造論を背景とした非近代的な中小企業構造を克服するという「大企業との格差の是正」が政策目標でした。いわば「脱中小企業論」的な考え方が根底にあったわけです。
- (2)改正後の中小企業基本法では、中小企業を一律に弱者と決めつけることはできないとして「独立した中小企業の多様で活力ある成長発展」を基本理念としています。
- (3)この理念の下に、中小企業の役割として次の4つが期待されています。

- 新たな産業の創出
- 市場における競争の促進
- 就業の機会の増大
- 地域経済の活性化

2. 基本方針（第5条）

中小企業基本法では、上記の理念、役割を実践するために国が中小企業施策を展開するときの基本方針を次のように定めています。旧法が格差是正のための「生産性の向上」「取引条件の向上」を基本方針にしていたことと比べると、施策の方針転換が理解できるのではないのでしょうか。

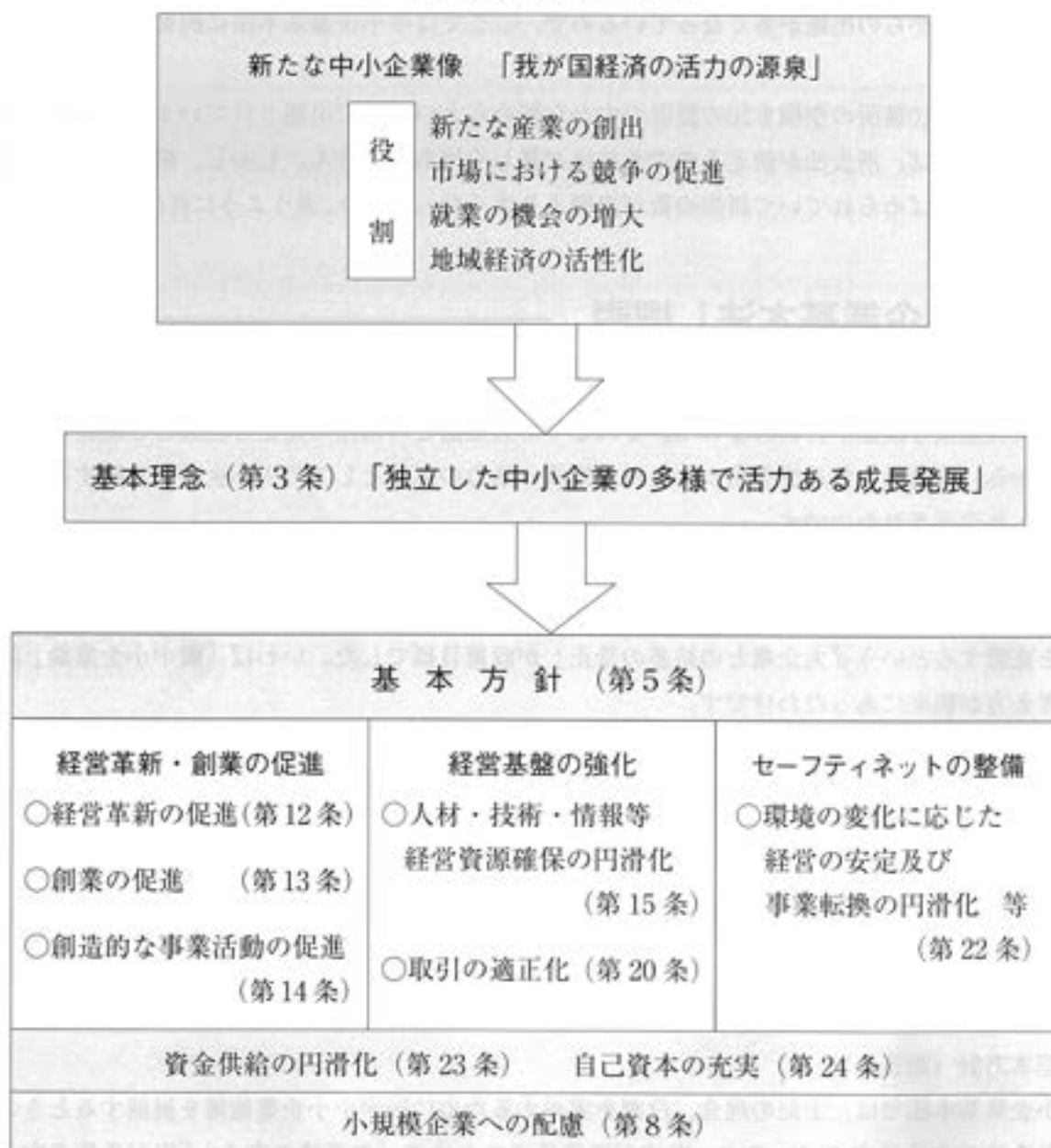
- 経営革新・創業の促進
- 経営基盤の強化
- 環境変化への適応の円滑化（セーフティネットの整備）

注目したいのは「創業」を重点政策に加えたことです。旧法の下では、中小企業の過小過多性から創業を支援して中小企業の数を増やすことは過当競争を助長するとして、「創業支援」は政策目

標の中には入っていませんでした。

前ページに掲げた3つの基本方針を支えるものとして「資金の供給の円滑化」「自己資本の充実」「小規模企業への配慮」が基本にあるのは従来と変わりません。中小企業基本法の体系図に示すと以下のようになります。

中小企業基本法の体系図



■ 中小企業基本法からの出題

中小企業基本法は、全条文で30条の法律ですが、出題されるのは以下の条文になると思われます。

- 第1条 (目的)
- 第2条 (中小企業者の範囲及び用語の定義)
- 第3条 (基本理念)
- 第5条 (基本方針)
- 第7条 (中小企業者の努力等)
- 第8条 (小規模企業に対する中小企業施策の方針)
- 第12条 (経営の革新の促進)
- 第13条 (創業の促進)
- 第14条 (創造的な事業活動の促進)
- 第15条 (経営資源の確保)
- 第18条 (交流又は連携及び共同化の推進)
- 第19条 (産業の集積の活性化)
- 第20条 (商業の集積の活性化)
- 第21条 (労働に関する施策)
- 第22条 (取引の適正化)
- 第23条 (国等からの受注機会の増大)
- 第24条 (経済的社会的環境変化への適応の円滑化)
- 第25条 (資金の供給の円滑化)
- 第26条 (自己資本の充実)

■ 法律の読み方

法律の条文は、一般の言葉と少し違う意味で使われることがあります。いくつか法律独特の読み方について説明しておきます。以下の使い方しか認めないということではありません。法律では、こんな使い分けをするということです。

条・項・号

条文は条数の下に、「項」がきますが、「項」は数字の上では「2」から始まります。第××条の後に続く条文が第1項になるのですが、そこには数字がありません。それで次の項を「2」として「第2項」から始めるわけです。これに対して「項」の下の「号」は「一」から始まります。

以上・以下

以上・以下は基準の数を含みます。「100人以上」「100人以下」はそれぞれ100人を含むということですが。

未満・超

100人未満といたら、99人以下になります。100人超といたら、101人以上を意味します。基準の数を含まないということです。

又は・若しくは

選択して言及する場合に使う接続詞です。選択するものに段階がある場合には、最上の段階に

「又は」を使い、その下の段階からは「若しくは」を使います。「商品の生産若しくは販売又は役務の提供に係る…」とあれば、「生産or販売」の括りは商品に関するもので、「商品に関する生産or販売」のいずれかの行為と「役務の提供」を、「又は」という大きな括りで選択的に接続しているということになります。2つの接続詞を使う必要がなく単独で使う場合は、「又は」を使います。

及び・並びに

併合して言及する場合に使う接続詞です。併合するものに段階がある場合は、最上の段階に「並びに」を使い、その下の段階からは「及び」を使います。「資本の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに従業員数が200人以下の会社及び個人を対象に…」といえ、ば、「従業員数200人以下の会社&個人事業者」はすべて対象にし、それに加えて「資本金or出資の総額」が1億円以下の会社も含める、ということです。従業員規模か資本金規模のどちらかが条件を満たしていれば対象になり、両方とも満たしていない場合のみ対象にしない、という意味です。2つの接続詞を使う必要がなく、単独で使う場合は「及び」を使います。

直ちに・遅滞なく・速やかに

左から順に、時間的な即時性が強くなっています。「直ちに」という場合は一切の遅延が許されず、「遅滞なく」では正当・合理的理由による遅れは許され、「速やかに」になると調皮的に「速くしなさい」という意味に使われます。

みなす・推定

「賛成した者は実行したものと同一にみなす」のように使われます。「みなされる」と反証を許しません。つまり賛成した者は「実行はしていない」とは主張できないということです。一方「推定」の場合は、「異議を述べなかったものは賛成したものと推定する」のように使われます。黙っていた者は、一応、賛成と推定するが反証によって反対だったことを示せばひっくり返る余地があるということです。

者・物・もの

「者」は自然人と法人、つまり人格のある者に使います。「物」は、有体物に限りませんが人格のない「ブツ」に対して使います。「もの」は人格の有無に関係なく使います。

場合・とき・時

「時」は時間・時点を表すときに使います。「場合」と「とき」は、2つ以上の条件が重なるときに「とき」よりも大きい条件のほうに「場合」を使い、「とき」は小さい条件のときに使います。

規程・規定

ひとつのまとまった定めを「規程」といいます。法令・定款の個々の条項の定めを「規定」といいます。

規約・規程

「規約」「規程」の違いに触れておきます。「規約」は、組合の業務運営及び事務執行に関して、組合員に直接的な関わりを持つ基本的事項について定めたものをいいます。制定・変更などは総会の議決事項になります。「規程」は内規的な性格を持つもので理事会の議決でもよく、組合事務局の就業規則などは「規程」に位置付けられ、理事会で議決すればよいものとされています。

練習問題

中小企業基本法に関する語群選択にチャレンジしてみてください。

第1・2条

条 数	条 文
第1条	<p>[目的]</p> <p>この法律は、中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び <input type="text" value="A"/> の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もって <input type="text" value="B"/> の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とする。</p>
第2条	<p>[中小企業者の範囲及び用語の定義]</p> <p>この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。</p> <p>一 資本金の額又は出資の総額が <input type="text" value="C"/> 以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>二 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、 <input type="text" value="D"/> に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>三 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が <input type="text" value="E"/> 以下の会社及び個人であって、 <input type="text" value="F"/> に属する事業を主たる事業として営むもの</p> <p>四 資本金の額又は出資の総額が <input type="text" value="G"/> 以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの</p>
(語群)	<p>①都道府県 ②地方公共団体 ③我が国産業 ④国民経済 ⑤3億円</p> <p>⑥100人 ⑦300人 ⑧サービス業 ⑨生活衛生関係営業</p> <p>⑩5,000万円 ⑪小売業 ⑫卸売業 ⑬5億円 ⑭3,000万円</p>

解 答

A	B	C	D	E	F	G
②地方公共団体	④国民経済	⑤3億円	⑫卸売業	⑥100人	⑧サービス業	⑩5,000万円

解 説

中小企業の範囲は、資本金・従業員数によって定められています。サービス業は、平成11年度の法改正時に独立して定義されました。

第2条 (つづき)、3条

第2条 (前ページ続き)	<p>2 この法律において「経営の革新」とは、<input type="text" value="A"/>の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。</p> <p>3 この法律において「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい<input type="text" value="B"/>を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。</p> <p>4 この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。</p> <p>5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、<input type="text" value="C"/>)以下の事業者をいう。</p>
第3条	<p>[基本理念]</p> <p>中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な<input type="text" value="D"/>を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、<input type="text" value="D"/>を増大させ、市場における<input type="text" value="E"/>し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、<input type="text" value="F"/>した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。</p>
(語群)	<p>①新商品 ②市場性 ③新規性 ④流行商品 ⑤5人 ⑥就業の機会 ⑦創業の機会 ⑧競争を促進 ⑨独立 ⑩3人 ⑪自立 ⑫優位性を確保</p>

■ 解答

A	B	C	D	E	F
①新商品	③新規性	⑤5人	⑥就業の機会	⑧競争を促進	⑨独立

■ 解説

「経営革新」や「創造的な事業活動」といった言葉の定義は、法律の独特の言い方なので難しいものですが慣れてください。基本理念については、しっかりと勉強しておく必要があります。

第5・7条

第5条	<p>[基本方針]</p> <p>政府は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業に関する A を講ずるものとする。</p> <p>一 中小企業者の経営の革新及び B 並びに創造的な事業活動の促進を図ること。</p> <p>二 中小企業の経営資源の確保の円滑化を図ること、中小企業に関する取引の適正化を図ること等により、中小企業の C の強化を図ること。</p> <p>三 経済的社会的環境の変化に即応し、中小企業の経営の安定を図ること、事業の転換の円滑化を図ること等により、その変化への適応の円滑化を図ること。</p> <p>四 中小企業に対する資金の供給の円滑化及び中小企業の D の充実を図ること。</p>
第7条	<p>[中小企業者の努力等]</p> <p>中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営及び E の向上を図るよう努めなければならない。</p> <p>2 中小企業者の事業の F のための組織その他の中小企業に関する団体は、その事業活動を行うに当たっては、中小企業者とともに、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>3 中小企業者以外のものであって、その事業に関し中小企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する施策の実施について協力するようしなければならない。</p>
(語群)	<p>①支援対策 ②創業の促進 ③労働条件 ④経営基盤 ⑤経営資源 ⑥起業の支援 ⑦取引条件 ⑧共同化 ⑨施策 ⑩組織化 ⑪経営体質 ⑫自己資本</p>

■ 解答

A	B	C	D	E	F
⑨施策	②創業の促進	④経営基盤	⑫自己資本	⑦取引条件	⑧共同化

■ 解説

第5条はよく出題されています。経営革新・創業の促進、経営基盤強化、経営安定（セーフティネットの整備）が3つの基本方針です。経営安定という言葉は「倒産防止、セーフティネット」という意味で使われます。「倒産」という言葉は避ける傾向にあり、「倒産防止共済制度」も「経営セーフティ共済」という愛称で呼ばれるようになっています。

第8・12・13・14条

第8条	<p>[小規模企業に対する中小企業施策の方針]</p> <p>三 [A] の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、[B]、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うこと。</p>
第12条	<p>[経営の革新の促進]</p> <p>国は、中小企業者の経営の革新を促進するため、新商品又は新役務を開発するための技術に関する研究開発の促進、商品の生産又は販売を著しく効率化するための [C] の導入の促進、商品の開発、生産、輸送及び販売を統一的に管理する新たな [D] 方法の導入の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
第13条	<p>[創業の促進]</p> <p>国は、中小企業の創業、特に女性や青年による中小企業の創業を促進するため、創業に関する情報の提供及び研修の充実、創業に必要な [E] の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるとともに、創業の意義及び必要性に対する国民の関心及び理解の増進に努めるものとする。</p>
第14条	<p>[創造的な事業活動の促進]</p> <p>国は、中小企業の創造的な事業活動を促進するため、商品の生産若しくは販売又は [F] の提供に係る著しい新規性を有する技術に関する研究開発の促進、創造的な事業活動に必要な人材の確保及び資金の株式又は [G] その他の手段による調達を円滑にするための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
(語群)	<p>①経営資源 ②社債 ③補助金 ④設備 ⑤経営管理 ⑥ITツール ⑦資金 ⑧マネジメント ⑨役務 ⑩情報 ⑪金融 ⑫新株予約権</p>

■ 解 答

A	B	C	D	E	F	G
①経営資源	⑪金融	④設備	⑤経営管理	⑦資金	⑨役務	②社債

■ 解 説

第8条では小規模企業の不利な側面として、経営資源へのアクセスの困難性が指摘されていることから、人・モノ・金・情報などの経営資源の確保を規定しています。第12・13・14条では、経営革新、創業、創造的な事業活動の支援策を規定しています。創業支援は過当競争を助長するので旧法にはありませんでしたが、創業が経済の活力であることから支援するとしています。

第15・18条

第15条	<p>[経営資源の確保]</p> <p>国は、経営方法の改善、<input type="text" value="A"/> その他の中小企業の <input type="text" value="B"/> の強化に必要な経営資源の確保に資するため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>一 中小企業の施設又は <input type="text" value="C"/> の導入を図るため、中小企業者の事業の用に供する施設又は <input type="text" value="C"/> の設置又は整備を促進すること。</p> <p>二 中小企業の <input type="text" value="A"/> を図るため、中小企業者が行う技術に関する研究開発を促進し、国が行う技術に関する研究開発に中小企業者を積極的に参加させ、国、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の試験研究機関及び <input type="text" value="D"/> と中小企業との連携を推進し、並びに技術者研修及び技能者養成の事業を充実すること。</p> <p>三 中小企業の事業活動に有用な知識の向上を図るため、<input type="text" value="E"/> に対し研修の事業を充実するとともに、新たな事業の分野の開拓に寄与する情報その他の情報の提供を促進すること。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、国は、中小企業者の必要に応じ、情報の提供、助言その他の方法により、中小企業者が <input type="text" value="F"/> を確保することを支援する制度の整備を行うものとする。</p>
第18条	<p>[交流又は連携及び <input type="text" value="G"/> の推進]</p> <p>国は、中小企業者が相互にその <input type="text" value="F"/> を補完することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の <input type="text" value="G"/> のための組織の整備、中小企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
(語群)	<p>①人材教育 ②経営基盤 ③高度化 ④財務基盤 ⑤設備 ⑥民間シンクタンク ⑦大学 ⑧経営管理者 ⑨技術の向上 ⑩経営資源 ⑪後継者 ⑫共同化</p>

■ 解答

A	B	C	D	E	F	G
⑨技術の向上	②経営基盤	⑤設備	⑦大学	⑧経営管理者	⑩経営資源	⑫共同化

■ 解説

中小企業とは経営資源へのアクセスの困難な者、という考え方が中基法の根底にあり、第15条では人・モノ・金・情報等の経営資源を確保するための国の支援策が規定され、大学との連携（産学連携）もこの中に定められています。

第18条では中小企業者同士の交流・連携つまり共同化（組織化）による経営資源の補完を支援することが規定されています。

- 注：平成25年の改正により下記の2条が追加
- ・ 第16条 海外における事業展開の促進
 - ・ 第17条 情報通信技術の活用の推進

第19～23条

第19条	<p>[産業の集積の活性化]</p> <p>国は、<input type="text" value="A"/> 的経済的社会的条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に<input type="text" value="B"/> しつつ行っている産業の集積の活性化を図るために必要な施策を講ずるものとする。</p>
第20条	<p>[商業の集積の活性化]</p> <p>国は、相当数の中小小売商業者又は中小サービス業者が事業を行う<input type="text" value="C"/> その他の商業の集積の活性化を図るため、顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設の整備、<input type="text" value="D"/> の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
第21条	<p>[労働に関する施策]</p> <p>国は、中小企業における労働関係の適正化及び従業員の福祉の向上を図るため必要な施策を講ずるとともに、中小企業に必要な労働力の確保を図るため、<input type="text" value="E"/> の開発及び職業紹介の事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
第22条	<p>[取引の適正化]</p> <p>国は、中小企業に関する取引の適正化を図るため、<input type="text" value="F"/> の支払遅延の防止、取引条件の明確化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
第23条	<p>[国等からの受注機会の増大]</p> <p>国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の<input type="text" value="G"/> に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
(語群)	<p>①コンパクトシティ ②連携 ③受注代金 ④調達 ⑤自然 ⑥商店街 ⑦共同店舗 ⑧下請代金 ⑨職業能力 ⑩確保 ⑪歴史 ⑫情報能力 ⑬繁華街 ⑭交流</p>

■ 解答

A	B	C	D	E	F	G
⑤自然	②連携	⑥商店街	⑦共同店舗	⑨職業能力	⑧下請代金	④調達

■ 解説

地域振興、中心市街地活性化、人材確保支援策などの根拠となる条文です。取引の適正化は下請企業の不利を補正するための施策、官公需に関する規定は中小企業への発注機会の増大のための施策を国に義務付けていて、従来からの施策の根拠規定になっています。

第24～26条

第24条	<p>第三節 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化</p> <p>国は、貿易構造、<input type="text" value="A"/> の供給事情その他の経済的社会的環境の著しい変化による影響を受け、現に同一の地域又は同一の業種に属する相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、中小企業の<input type="text" value="B"/> を図り、及び事業の転換を円滑にするための施策その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、中小企業者以外の者の事業活動による中小企業者の利益の<input type="text" value="C"/> を防止し、中小企業の<input type="text" value="B"/> を図るための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>3 国は、取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業が倒産する等の事態の発生を防止するため、中小企業に関して実施する<input type="text" value="D"/> の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>4 国は、中小企業者の事業の再建、承継又は廃止の円滑化を図るため、<input type="text" value="E"/> のための制度の整備、事業の承継のための制度の整備、小規模企業に関して実施する<input type="text" value="D"/> の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>5 国は、第一項及び前項の施策を講ずるに当たっては、中小企業の従事者の就職を容易にすることができるように必要な考慮を払うものとする。</p>
第25条	<p>[資金の供給の円滑化]</p> <p>国は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、<input type="text" value="F"/> 金融機関の機能の強化、<input type="text" value="G"/> 事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
第26条	<p>[自己資本の充実]</p> <p>国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、<input type="text" value="H"/> の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
(語群)	<p>①経営の安定 ②原材料 ③民事再生 ④共済制度 ⑤政府関係 ⑥原油 ⑦信用保証 ⑧信用補完 ⑨事業の再生 ⑩租税負担 ⑪取引のあっせん ⑫不当な侵害 ⑬搾取 ⑭財務の健全化 ⑮地域</p>

■ 解答

A	B	C	D	E	F	G	H
②原材料	①経営の安定	⑫不当な侵害	④共済制度	⑨事業の再生	⑤政府関係	⑧信用補完	⑩租税負担

■ 解説

Gの信用補完事業とは、信用保証協会が行う信用保証制度と中小企業金融公庫が行う信用保険事業をあわせた名称です。

令和5年度

中小企業組合検定試験問題

2. 組合制度

〔注意事項〕

1. 試験時間は、午後1時から午後2時20分までの1時間20分です。
2. 解答は、すべて解答用紙に記入して下さい。
3. 試験問題は、持ち帰って差し支えありません。

【第1問】

次の設問AとBのうち、どちらか1問を選び、解答用紙の解答欄に選択した設問A又はBに必ず○印を付けた上で、400字以内で記述しなさい。

(設問A)

中小企業等協同組合法に定められている、組合の「基準及び原則」について述べなさい。

(設問B)

中小企業等協同組合法の相互扶助の精神について述べなさい。

【第2問】

次の文章は、中小企業基本法からの抜粋である。文中の〔 A 〕～〔 J 〕に語群①～⑳の中から正しいものを選び、その番号を解答用紙の解答欄に記入しなさい。

(目的)

第一条 この法律は、中小企業に関する施策について、その基本〔 A 〕、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の〔 B 〕等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を〔 C 〕に推進し、もつて〔 D 〕経済の健全な発展及び〔 D 〕生活の向上を図ることを目的とする。

(経営の〔 E 〕の促進)

第十二条 国は、中小企業者の経営の〔 E 〕を促進するため、新商品又は新役務を開発するための技術に関する研究開発の促進、〔 F 〕又は販売を著しく〔 G 〕するための設備の導入の促進、商品の開発、生産、輸送及び販売を統一的に管理する新たな経営管理方法の導入の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(創業の促進)

第十三条 国は、中小企業の創業、特に女性や〔 H 〕による中小企業の創業を促進するため、創業に関する情報の提供及び研修の充実、創業に必要な〔 I 〕の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるとともに、創業の意義及び必要性に対する〔 D 〕の関心及び理解の増進に努めるものとする。

(〔 J 〕な事業活動の促進)

第十四条 国は、中小企業の〔 J 〕な事業活動を促進するため、〔 F 〕若しくは販売又は役務の提供に係る著しい新規性を有する技術に関する研究開発の促進、〔 J 〕な事業活動に必要な人材の確保及び〔 I 〕の株式又は社債その他の手段による調達を円滑にするための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

〔語 群〕

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| ①改 善 | ②概 念 | ③革 新 | ④機 動 的 |
| ⑤原料の仕入 | ⑥効 率 化 | ⑦高 度 化 | ⑧高 齡 者 |
| ⑨国 民 | ⑩市 民 | ⑪資 金 | ⑫集 中 的 |
| ⑬商品の生産 | ⑭青 年 | ⑮責 務 | ⑯創 造 的 |
| ⑰總 合 的 | ⑱役 割 | ⑲融 資 | ⑳理 念 |

【第3問】

次の（設問1）～（設問5）の文章は、中小企業組合について述べたものである。各設問中の 及び に入る語句の組み合わせとして最も適切なものを選択肢①～④の中からひとつ選び、その番号を解答用紙の解答欄に記入しなさい。

（設問1）

組合と役員の関係は の に関する規定に従う。このため、総会における役員選出手続によって選出された役員候補者が就任を承諾することによって 契約が成立し、善良なる管理者の注意をもって組合から された事務を処理する義務を負う。

- ① A 民法 B 委任
- ② A 民法 B 請負
- ③ A 商法 B 委任
- ④ A 商法 B 請負

（設問2）

組合の議決事項には法律の定めによる法定議決事項と、定款の規定による任意議決事項とがある。法定議決事項には決算関係書類の承認等の出席者の議決権の で決する普通議決事項と、定款の変更等の重要事項について総組合員の半数以上が出席してその議決権の で決する特別議決事項とがある。

- ① A 過半数 B 5分の4以上
- ② A 過半数 B 3分の2以上
- ③ A 2分の1以上 B 5分の4以上
- ④ A 2分の1以上 B 3分の2以上

（設問3）

は、その職務を公正に遂行しなければならないという趣旨から、組合員として の議決に加わることができず、書面又は代理人によって議決権を行使することもできない。

- ① A 代表理事 B 理事会
- ② A 議長 B 理事会
- ③ A 代表理事 B 総会
- ④ A 議長 B 総会

(設問 4)

監事は、 又は組合の使用人であってはならない。なぜならば監事は、会計監査又は業務監査を通じて を監督すべき地位にあり、組合の使用人は、 の監督下、事務を執る立場にあるので、それを認めれば自らの職務を自らが監督するという矛盾が生じるからである。そのため、監事の が禁止されている。

- ① A 顧問 B 兼職
- ② A 顧問 B 副業
- ③ A 理事 B 兼職
- ④ A 理事 B 副業

(設問 5)

組合は、 の決議をもって理事の中から代表理事を選任しなければならない。代表理事は、定款又は総会の決議によって禁止されていない場合に限り、 行為の代理を他人に委任することができる。

- ① A 理事会 B 全ての
- ② A 総会 B 全ての
- ③ A 総会 B 特定の
- ④ A 理事会 B 特定の

【第4問】

次に揚げたA～Jは、「中小企業等協同組合法」「中小企業団体の組織に関する法律」「商店街振興組合法」の条文である。下線が引かれた箇所の記載について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答用紙の解答欄に記入しなさい（全部に○印のみ又は×印のみを付けた場合は無効とします）。

なお、条文は全文ではないものがあるが、各問題文に記載の内容をもって判断すること。

A. 中小企業等協同組合法（企業組合）

第九条の十一 企業組合の総組合員の三分の二以上の数の組合員（特定組合員を除く。次項から第四項までにおいて同じ。）は、企業組合の行う事業に従事しなければならない。

2 企業組合の行う事業に従事する者の三分の一以上は、組合員でなければならない。

B. 中小企業等協同組合法（加入）

第十五条 組合に加入しようとする者は、定款の定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部又は一部を承継した時に組合員となる。

C. 中小企業等協同組合法（創立総会）

第二十七条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かななければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少くとも二週間前までにしなければならない。

3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

D. 中小企業等協同組合法（規約）

第三十四条 左の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

- 一 総会又は総代会に関する規定
- 二 業務の執行及び会計に関する規定
- 三 役員に関する規定
- 四 組合員に関する規定
- 五 その他必要な事項

E. 中小企業等協同組合法（役員）

第三十五条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、四人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。

F. 中小企業等協同組合法（役員の場合に対する損害賠償責任）

第三十八条の二 役員は、その任務を怠つたときは、組合に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の任務を怠つてされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

3 前項の決議に参加した理事であつて議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものとみなす。

G. 中小企業等協同組合法（総会招集の手続）

第四十九条 総会の招集は、会日の二週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

H. 中小企業団体の組織に関する法律（目的）

第五条の二 協業組合は、その組合員の生産、販売その他の事業活動についての協業を図ることにより、企業規模の適正化による生産性の向上等を効率的に推進し、その共同の利益を増進することを目的とする。

I. 中小企業団体の組織に関する法律（設立）

第十一条 商工組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において資格事業を営む中小企業者及び定款で定めたときは次に掲げる者とする。

J. 商店街振興組合法（目的）

第一条 この法律は、商店街が形成されている地域において小売商業又はサービス業に属する事業その他の事業を営む者等が協同して経済事業を行なうとともに当該地域の環境の整備改善を図るための事業を行なうのに必要な組織等について定めることにより、これらの事業者の事業の健全な発展に寄与し、あわせて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第 2 問

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J

得点		※
----	--	---

第 3 問

(設問 1)

※	
---	--

(設問 2)

※	
---	--

(設問 3)

※	
---	--

(設問 4)

※	
---	--

(設問 5)

※	
---	--

得点		※
----	--	---

第 4 問

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J

得点		※
----	--	---

令和5年度中小企業組合検定試験解答用紙

【2.組合制度】 解答例及び解答

※欄には記入しないで下さい。

試験地	受験番号	氏名	得点
			※

第1問

設問記号

A	B
---	---

（選択した設問A又はBに必ず○を付けなさい。
横書き。400字以内で記述しなさい。）

横書き→

戦	後	の	中	小	企	業	の	組	織	化	は	、	経	済	民	主	化	の	徹
底	と	独	占	禁	止	法	の	適	用	除	外	の	要	件	と	を	備	え	る
中	小	企	業	等	協	同	組	合	法	を	主	軸	と	し	て	展	開	さ	れ
て	き	た	。	組	合	は	相	互	扶	助	の	精	神	に	基	づ	く	中	小
企	業	の	共	同	経	営	体	で	あ	る	と	定	め	た	同	法	の	目	的
の	思	想	を	具	体	化	す	る	も	の	と	し	て	、	同	法	第	5	条
に	、	次	の	4	つ	の	基	準	と	2	つ	の	原	則	を	掲	げ	て	い
る	。	基	準	は	、	①	相	互	扶	助	目	的	、	②	組	合	員	の	加
入	脱	退	の	自	由	、	③	議	決	権	・	選	挙	権	は	出	資	口	数
に	か	か	わ	ら	ず	平	等	、	④	剰	余	金	の	配	当	は	主	に	事
業	の	利	用	分	量	に	応	じ	て	し	、	出	資	配	当	は	制	限	、
の	4	点	が	定	め	ら	れ	て	お	り	、	独	占	禁	止	法	適	用	除
外	の	要	件	で	も	あ	る	重	要	な	事	項	で	あ	る	。	原	則	は
、	組	合	運	営	の	指	針	と	し	て	①	組	合	員	の	事	業	に	直
接	奉	仕	す	る	こ	と	を	目	的	と	す	る	と	と	も	に	、	特	定
の	組	合	員	の	利	益	の	み	を	目	的	と	し	な	い	、	②	組	合
を	特	定	の	政	党	の	た	め	に	利	用	し	て	は	な	ら	な	い	、
の	2	点	が	定	め	ら	れ	て	い	る	。	同	法	の	目	的	を	達	成
す	る	た	め	の	組	合	の	活	動	は	こ	の	基	準	及	び	原	則	に
則	っ	た	も	の	で	な	け	れ	ば	な	ら	な	い	。					

(395文字)

得点	※
----	---

(第2問から第4問の解答欄は裏面にあります。)

令和5年度中小企業組合検定試験解答用紙

【2.組合制度】

※欄には記入しないで下さい。

試験地	受験番号	氏名	得点
			※

第1問

設問記号

A	<input checked="" type="radio"/> B
---	------------------------------------

（選択した設問A又はBに必ず○を付けなさい。
横書き。400字以内で記述しなさい。）

横書き→

中	小	企	業	等	協	同	組	合	法	は	、	第	1	条	で	「	相	互	扶	助	の	精	神	」	に	基	づ	く	こ	と	を	規	定	し	、	第	5	条	で	「	相	互	扶	助	を	目	的	と	す	る	」	と	定	め	て	い	る	。	相	互	扶	助	の	精	神	と	は	、	「	一	人	は	万	人	の	た	め	に	、	万	人	は	一	人	の	た	め	に	」	の	言	葉	に	象	徴	さ	れ	る	も	の	で	、	組	合	員	の	間	に	相	互	信	頼	の	「	助	け	合	い	」	の	関	係	を	生	み	だ	す	元	に	な	る	理	念	で	あ	る	。	相	互	扶	助	を	目	的	と	す	る	と	は	、	営	利	を	目	的	と	し	な	い	こ	と	を	明	ら	か	に	し	た	規	定	と	解	さ	れ	て	い	る	。	会	社	は	資	本	を	中	心	と	す	る	組	織	で	営	利	を	目	的	と	す	る	。	会	社	と	株	主	の	関	係	は	、	出	資	と	配	当	の	関	係	で	、	株	主	間	に	相	互	扶	助	は	期	待	さ	れ	て	い	な	い	。	一	方	、	組	合	は	人	を	中	心	と	す	る	こ	と	か	ら	、	相	互	扶	助	そ	の	も	の	を	目	的	と	し	て	定	め	て	い	る	。	「	組	合	員	の	、	組	合	員	に	よ	る	、	組	合	員	の	た	め	の	」	共	同	事	業	の	実	施	を	目	的	と	す	る	事	業	体	と	い	え	る	。	中	小	企	業	は	、	小	規	模	な	る	が	ゆ	え	の	弱	み	を	持	つ	が	、	機	動	性	・	創	造	性	と	い	っ	た	強	み	を	持	っ	て	い	る	。	「	相	互	扶	助	」	に	よ	り	弱	み	を	強	み	に	変	え	る	共	同	事	業	が	組	合	に	期	待	さ	れ	て	い	る	の	で	あ	る	。
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(400文字)

得点	※
----	---

(第2問から第4問の解答欄は裏面にあります。)

第 2 問

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
20	15	17	9	3	13	6	14	11	16

得点		※
----	--	---

第 3 問

(設問 1)

①

※	
---	--

(設問 2)

②

※	
---	--

(設問 3)

④

※	
---	--

(設問 4)

③

※	
---	--

(設問 5)

④

※	
---	--

得点		※
----	--	---

第 4 問

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
×	○	○	○	×	×	×	○	○	○

得点		※
----	--	---